

議 事 日 程 (第 1 号)

平成25年 3 月12日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 委員会報告
- 日程第 5 議案第 1 号 平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算 (第11号) の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第 2 号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第 8 議案第 3 号 指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 4 号 平成24年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更につい
て
- 日程第10 議案第 5 号 平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算 (第12号)
- 日程第11 議案第 6 号 平成24年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第12 議案第 7 号 平成24年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第13 議案第 8 号 平成24年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第14 議案第 9 号 平成24年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第15 議案第10号 平成24年度関ヶ原町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第16 議案第11号 平成24年度関ヶ原町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第17 議案第12号 関ヶ原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第13号 関ヶ原町民プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第19 議案第14号 関ヶ原町国民健康保険保健福祉総合施設設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第15号 関ヶ原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第21 議案第16号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第17号 関ヶ原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す
る基準を定める条例について
- 日程第23 議案第18号 関ヶ原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運
営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための

- 効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 日程第24 議案第19号 関ヶ原町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例について
- 日程第25 議案第20号 関ヶ原町営土地改良事業分担金賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第21号 関ヶ原町グリーンウッド関ヶ原の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第22号 関ヶ原町町道の構造の技術的基準を定める条例について
- 日程第28 議案第23号 関ヶ原町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
- 日程第29 議案第24号 関ヶ原町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例について
- 日程第30 議案第25号 関ヶ原町準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例について
- 日程第31 議案第26号 関ヶ原町営住宅等の整備基準を定める条例について
- 日程第32 議案第27号 関ヶ原町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第28号 関ヶ原町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について
- 日程第34 議案第29号 関ヶ原町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第30号 関ヶ原町都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第31号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第32号 関ヶ原町水道法施行条例について
- 日程第38 議案第33号 関ヶ原町病院事業奨学金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第34号 不破郡障害者自立支援認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約について
- 日程第40 議案第35号 平成25年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 日程第41 議案第36号 平成25年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 日程第42 議案第37号 平成25年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第43 議案第38号 平成25年度関ヶ原町一般会計予算
- 日程第44 議案第39号 平成25年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第45 議案第40号 平成25年度関ヶ原町国民健康保険特別会計予算
- 日程第46 議案第41号 平成25年度関ヶ原町介護保険特別会計予算

- 日程第47 議案第42号 平成25年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算
 日程第48 議案第43号 平成25年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計予算
 日程第49 議案第44号 平成25年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算
 日程第50 議案第45号 平成25年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算
 日程第51 議案第46号 平成25年度関ヶ原町水道事業会計予算
 日程第52 議案第47号 平成25年度関ヶ原町病院事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	川 瀬 方 彦 君	2番	子 安 健 司 君
3番	松 井 正 樹 君	4番	田 中 由 紀 子 君
5番	小 谷 清 美 君	6番	浅 野 正 君
7番	中 川 武 子 君	8番	澤 居 久 文 君
9番	室 義 光 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 脇 康 世 君	教 育 長	山 崎 悦 生 君
参事兼総務課長	谷 口 輝 男 君	参 事 兼 地 域 振 興 課 長	高 木 博 之 君
参事兼学校・ 社会教育課長	山 田 満 君	税 務 課 長	若 山 孝 幸 君
住 民 課 長	藤 田 栄 博 君	水 道 環 境 課 長	三 宅 芳 浩 君
病 院 事 務 局 長 兼 総 務 課 長	西 脇 哲 郎 君	西 消 防 署 長	田 中 文 男 君
産 業 建 設 課 長	澤 頭 義 幸 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長	吉 田 和 司	書 記	富 田 真 一 郎
書 記	河 合 素 女		

開会・開議の宣告

議長（澤居久文君） ただいまの出席議員数は 9 名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第 1 回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（澤居久文君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、1 番 川瀬方彦君、2 番 子安健司君を指名します。

日程第 2 会期の決定

議長（澤居久文君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月21日までの10日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から 3 月21日までの10日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

議長（澤居久文君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から平成24年11月分から平成25年 1 月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。これについて御質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質問なしと認めます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 委員会報告（委員長報告・質疑）

議長（澤居久文君） 日程第 4、委員会報告を行います。

総務民生常任委員会から報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長 小谷清美君。

総務民生常任委員会委員長（小谷清美君） それでは、お許しをいただきましたので、総務民生常任委員会より委員会報告をさせていただきます。

平成25年3月6日午前9時より役場委員会室において、澤居久文、田中由紀子、子安健司、川瀬方彦氏、そして私、小谷清美の全委員の出席により開催をいたしました。

会議事件説明のために出席していただいたのは、西脇町長、谷口参事兼総務課長、高木参事兼地域振興課長、山田参事兼学校教育兼社会教育課長、西脇病院事務局長、藤田住民課長で、職務のための出席者は、吉田議会事務局長で、傍聴者はありませんでした。

それでは、会議結果の要旨を申し上げます。

初めに、町長の挨拶により開会し、今定例会提出議案の条例改正についての主な改正点や補正予算について、関係課長より順次説明を受けながら各委員より随時に質問を行い、その都度、適切な回答を得て審査を終了いたしました。

また、駅前民家の活用につきましては、高木参事兼地域振興課長より検討委員会における議論の内容、これは民家の耐震補強工事には多額の費用がかかるということであり、取り壊して新築したほうがよいという意見が多くあったそうで、これをもとに整備計画を検討していくとの説明を受けました。

続いて関ヶ原中学校の改築について現時点での事業計画の概要について、山田参事兼学校教育課長兼社会教育課長より説明を受けましたのは、平成25年8月から特別教室の一部を解体し工事を進め、平成26年7月に完成して、8月に引っ越しをし、平成27年4月に開校したいとのございました。各委員より随時に質問を行い、その都度、適切な回答を得て、総務民生常任委員会を終了いたしました。閉会は午前11時5分であります。

以上、簡単ですが、委員会報告とさせていただきます。

なお、報告漏れ等がございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いします。以上です。

議長（澤居久文君） 御苦労さまでした。

ただいまの委員長報告に対して質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 浅野正君。

6番（浅野 正君） 失礼いたしました。浅野でございます。

委員長さんにお聞きしたいんですが、駅前古民家の利用計画なんですが、私も委員をやっているわけですが、以前、これは公式ではないんですが、議員勉強会が何かで議員としては、今の古い島田邸は使わないと、全員一致のように、これは非公式でございますので正式じゃないと思うんですが、委員会のほうでは確かにそれはもう使わないというような結論が出たわけですが、ほかの総務民生委員の中でどういう意見が出たかちょっと教えていただきたい。それが1点と、それから中学校でございますが、以前から指摘をしておったんですが、国道21号からどちらも西、東から南へ入るところですが、1軒あって、その西から通学路

を通過、栗林ですね。昔の道路公団の住宅があったところなんですが、何を言いたいかと言いますと、入り口が狭いので、ぜひそういう購入していただきまして、関ヶ原中学校正面へ、それなりの形のとれた道をつけていただけたらいいなという意見ですが、そういう話が出たかどうか、これは委員長さんの御意見やと思います。

それから工事用でございます。やはり以前も話が出ておったと思うんですが、ちょうど西側ですね。斜めでちょっと段差があるわけですし、ちょうど体育館の西側になるんですが、そういう工事用の道路の確保とか、そういう話は出たか、どうですか。ちょっと委員長さんをお願いいたします。

議長（澤居久文君） この3点、5番 小谷清美君。

総務民生常任委員会委員長（小谷清美君） それでは、お答えいたします。

まず、初めの駅前民家のことですが、具体的には耐震補強工事で4,700万ものお金がかかるというようなことも話が出まして、それで、耐震診断の60万も必要ないかということで、今回多分減額してあると思いますが、そういったことを踏まえながら、町長としては全部壊して、新たに古民家ふうのものを建てたいというような町長の意見だったというふうに思っております。

〔「ほかの委員さんは」の声あり〕

ほかの委員もそのような意見でございました。

それから、中学校の改築につきましては、今、浅野君から説明ありました21号からの中学校への道路につきましては、はっきり言って子安委員のほうから話があったんですけども、今の段階で地主さんと交渉をしているということで、今後も努力を続けたいというような話でございました。

それからもう1点、工事用の道路につきましては、松尾地区を通るということで、山田学校教育課長から松尾地区の総会に行って、工事用道路として使わせてもらいたいという願いをしたということがございましたし、その道路について、いわゆる鋭角のところについてはそれなりに補強をして工事用車両が入りやすくするというようなことの説明もしたということで、当然通学登下校については、十分工事用については注意していただくというようなことは当然であるというような認識でございました。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 6番 浅野正君。

6番（浅野 正君） ありがとうございます。

工事用道路ですが、あれはこういうふうに北から見るところから入ってくるんですね、たしか。そうすると、その北のほうというのは保育園があるんですね。たまたま私も保育園へ送り迎えをしておるんですが、そうすると、この地形を思い出してほしいんですが、新幹線のほう

から入ってこないとその道は使えませんね、こうなって、こう上がらななりませんね。そうになると、どうしても北から、保育園のところから来る形になるんですね。その辺、ちょっと委員さんの皆さん、我々も含めて検討したいと思うんですが、これは委員長さんに答えはよろしいんですが、その辺だけちょっとよく検討していただけんかなと、要望ですがお願いしておきたいと思っております。以上でございます。

議長（澤居久文君） 要望でよろしいか。

〔発言する者あり〕

5番 小谷清美君。

総務民生常任委員会委員長（小谷清美君） 今の具体的な話までは出ませんでしたので、当然浅野議員が言われるようなことは、十分検討していただいて、小・中学校はもちろんですけれども、保育園に通う子供たち、保護者にも安全性は気をつけていただきたいというようなことは私もお願いいたします。以上です。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これをもって、総務民生常任委員会の報告を終わります。

続きまして、産業建設常任委員会から報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 松井正樹君。

産業建設常任委員会委員長（松井正樹君） お許しをいただきましたので、産業建設常任委員会の委員会報告をさせていただきます。

平成25年3月4日役場委員会室において、中川武子、浅野正、澤居久文、室義光、そして私、松井と委員全員の出席により午前9時より開催をいたしました。

会議事件説明のために、西脇町長、澤頭産業建設課長、三宅水道環境課長、児玉水道環境課長補佐に出席していただきました。職務のための出席者は吉田議会事務局長で、傍聴者はございませんでした。

それでは、会議結果の要旨を申し上げます。

初めに、澤頭産業建設課長から、今定例会提出議案の条例改正についての主な改正点や補正予算についての説明を受けました。その後、各委員より随時質問を行い、その都度、適切な回答を得ました。

続いて、三宅水道環境課長より水道料金の改定に伴い、水道事業の現状や今後の見通しについて説明を受けました。その後、各委員より水道料金の改定についての経緯等随時質問を行い、その都度、適切な回答を得ました。

水道料金の改定については、町民に対して理由を明確にし、理解を得られるように周知する

ことを確認し、産業建設常任委員会としてはやむを得ないとの結論になりました。

引き続き、今定例会提出議案の条例改正についての主な改正点についての説明を受けました。その後、各委員より随時に質問を行い、その都度、適切な回答を得て、議案の審査を行い、産業建設常任委員会を終了いたしました。閉会は午前11時50分でした。

以上、簡単ですが、産業建設常任委員会の報告とさせていただきます。

なお、報告漏れがございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いいたします。以上であります。

議長（澤居久文君） ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 水道料金の値上げという点では、住民の皆さんの生活の根幹にかかわる、維持をしていくのに大変だという声が聞こえてきているんですが、委員会の委員さんの中で、どのような意見が出されたのかということを少し詳しく御報告をお願いします。

議長（澤居久文君） 3番 松井正樹君。

産業建設常任委員会委員長（松井正樹君） 各委員の意見ということでございますが、この水道の料金改定につきまして、いわゆる値上げでございますが、に關しましては、平成14年の1月より11年間余り据え置いておったわけでありまして、やるべきときにしていないと、そんなところもありまして、限界ということも当局のほうから説明を受けまして、先ほどの説明でも申しましたが、値上げもいたし方がない、やむを得ないなという意見がございました。そして、また先ほどの説明でございますが、やむを得ないということではあるが、町民に関してしっかりと値上げの理由づけを明確に報告していただきたいというのが、この水道料金の改定に關しまして大方の委員から意見でありました。以上で終わります。

議長（澤居久文君） ただいまの報告、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これをもって、産業建設常任委員会の報告を終わります。

以上で、委員会報告を終わります。

日程第5 議案第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第5、議案第1号 平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（西脇康世君） 議案第1号について御説明申し上げます。

旧北小学校高圧ケーブルテレビの漏電による張りかえ工事費200万1,000円を追加する平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算（第11号）を専決処分により決めましたので、ここに御報告を申し上げ、議会の承認を求めます。

なお、詳細説明については、以前も報告させていただいておりますので、省略させていただきます。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 諮問第1号について（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

議長（澤居久文君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いただきます。

議会書記（富田真一郎君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

本町の人権擁護委員に、次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。平成25年3月12日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

記、住所、関ヶ原町大字玉293番地の2。氏名、星津英昭。生年月日、昭和18年10月10日。

議長（澤居久文君） 本諮問についての提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） 諮問第1号について御説明申し上げます。

人権擁護委員の星津英昭氏の任期が本年6月30日に任期満了となりますので、後任に引き続

き同氏を推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

なお、細部説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 浅野正君。

6番（浅野 正君） 星津さんは賛成ですが、いろいろそういう例えば人権案件ですので、議会としては質疑で討論して賛成・反対するだけなんですけど、ちょっとお聞きしたい部分ですが、例えば以前も特功か何か功労者のときにダブっちゃって、途中で1回下げられたのがあるんですけど、それはいいんですが、例えばこういう満期が来るのは多分わかっていらっしゃると思うんですけど。ちょっと年齢のこともあるんですけど、関ヶ原町に広いネットワークを張ってみえるかという、例えば立派な人が見えますよね。例えばどっかの学校長をやめられて、悠々自適な生活をしていらっしゃるとか、要するに学識経験者ですとか、そういう方をどういう意味で情報を得られているかと、町長さんね。そういうときに、例えばAさんがいたとしたときには、そういうのはどういう機会に御提案されて、例えば理事者側である人はこうやとか、いいんかとか悪いとかという審査ですね。そういうのはどういう過程でやっていらっしゃるかというのをお聞きしたいんです。例えば申しわけないんですけど、あの人は我々は個人的に嫌いやで、せっかくいい人なんやけど、外そうか、スポイルしようかとか、そういうのが例えば出てきますわね。そういうのを本当に満遍なく平等にやるためにどういう過程を踏んでいらっしゃるか。例えば、最終的には町長の判断やと思うんですけど、その辺の段階というのをちょっと教えていただくとありがたいんですが、お願いします。

議長（澤居久文君） 西脇町長。

町長（西脇康世君） 今の御質問でございますけども、今回の場合につきましては、人選をしました結果、引き続きお願いしたほうがいいだろうということで決めさせていただいたということで特段の問題はございませんでした。

ただ一般論といたしまして、通常の満期が来て、次、年齢等によってそろそろ交代かというような場合は当然出てくるわけございまして、そういう場合におきましては、やはり情報網を駆使しなければならないと。あらゆる階層の方、また例えば議員さんであるとか、自治会長の方であるとか、また町のほうを持っている情報、こういったものを整理しながら、適格者を選んできていくと。その中でやはり今言われましたように、人格、学識、そういった識見をお持ちの方というのを第一に選ばせていただくということになるかと思っております。一般論というような形の答弁になりますけれども、そういう形で選ばせていただくということで御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 6番 浅野正君。

6番（浅野 正君） 例えば、選ばせていただくでも結構なんですけど、そういう例えば総務課長さんとか、課長会でこういう人を今度提出したいんですが、皆さんどう思われますかとか、そういう機会というのはないんですか。

議長（澤居久文君） 西脇町長。

町長（西脇康世君） 私になりましてからまだ今回が初めてでございますけど、今までもありませんけど、過去の事例、前町長の時代におきましては町長のほうに相談しまして、町長のほうがあらゆる方面へ問い合わせして、探してこられたというような経緯がございました。

その前の時点におきましては、町長と町幹部が相談されたというふうに聞いております。そういったことで、私としては、今後は内部で相談をしながら、人選をよりの確に進めていきたいと思っております。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより諮問1号を採決いたします。

本諮問について、適任であると答申するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本諮問は適任であると答申するに決しました。

日程第7 議案第2号について（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

議長（澤居久文君） 日程第7、議案第2号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

議会書記（富田真一郎君） 議案第2号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、議会の同意を求める。平成25年3月12日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

記、住所、関ヶ原町大字今須2007番地。氏名、松井信夫。生年月日、昭和19年7月31日。

議長（澤居久文君） 本案についての提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） 議案第2号について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員である松井信夫氏の任期が本年3月25日をもって満了いたしま

すので、後任に引き続き同氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

なお、細部の説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 松井さん本人については、特に異議はないんですけども、町の職員だったという点では町民の方から御意見がありまして、なれ合いになりはしないかというふうな御意見がございました。委員が何人見えて、極力そういうなれ合いがないようにしていただきたいと思うんですが、御意見を伺いたいと思います。

議長（澤居久文君） 西脇町長。

町長（西脇康世君） 確かに松井氏につきましては、町職員OBでございます。ただ、町職員OBであったというだけで選任しておるわけじゃなしに、税務課課長を歴任されておりまして、税務またそういう固定資産のことについても精通されているという判断のもとで、以前に選任されたというふうに考えております。

当然、これは羈束行為に基づきますし、それなりの識見を持っていないと問題が出てきた場合に判断ができないということでございますので、そういった意味での知識をお持ちの方という中から選ばせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

それから、メンバーにつきましては3人でございまして、3年の任期でございます。ですから、毎年1人ずつ交代するというようなローテーションになっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第8 議案第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第8、議案第3号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） 議案第3号について御説明を申し上げます。

指定管理者制度につきましては、指定期間が今年度で満了となるため、12施設について引き続き指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、本案を提出するものでございます。

なお、細部の説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第9、議案第4号 平成24年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） 議案第4号について御説明を申し上げます。

単独工事費が増加したため、平成24年度公共下水道事業特別会計への繰入金を1億8,420万8,000円から1億8,499万1,000円に変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部の説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第10、議案第5号 平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） 議案第5号について御説明を申し上げます。

歳出については、町長選挙費の減額、自立支援費の増額、子ども手当の減額、国保・介護・下水等の各特別会計への繰出金の変更、水道・病院企業会計への出資金の変更、アイスクリーム関係経費の減額、除雪費の増額、防火水槽工事費の減額等、各種事業の執行状況により、不用額の減額などの調整。

歳入につきましては、町民税、固定資産税の減額、地方交付税を増額し、子ども手当補助金、基金繰入金、アイスクリーム売上金、臨時財政対策債等の減額など、総額3,943万7,000円を減額する平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長から詳細説明をいたさせます。

議長（澤居久文君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はしませんので、歳出から順次説明願います。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 議案第5号 平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）について詳細説明を順次させていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,943万7,000円を減額し、総額を45億2,357万2,000円とするものでございます。

25ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

歳出の関係ですけれども、議会費から始まりますが、人件費につきましては共済組合費の率

の変更等により計上してございますので、各科目省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず、総務費の総務管理費の財産管理費でございますが、補正額はゼロでございますけれども財源内訳として公社の出資金が24年度に返ってくるようになっていましたんですが、これが25年度で返還ということになりましたので、財産収入と一般財源の入れかえをしてございます。

それから財政調整基金につきましては、184万6,000円でございますが、これは各寄附金を基金別に積みました。

それから、財産収入の利子の見直し等によりまして組み替えてございます。

税務課長（若山孝幸君） 26ページでございます。

総務費、徴税費、税務総務費でございます。13の委託料マイナス150万円、固定資産評価基礎資料整備委託料のマイナス47万円と土地台帳電子化事業委託料マイナス103万円につきまして、合計マイナス150万円でございますが、これは契約金額の差額を補正減したものでございます。

23の償還金利子及び割引料マイナス100万円、過誤納金還付金等でございますが、これは法人町民税の還付の減少でございます。以上でございます。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 同じページの選挙費、町長選挙費なんですが、提案説明にもありましたように582万円の減額でございます。これは、無投票でございましたので、それぞれの科目で不用額を減額したということでございます。

住民課長（藤田栄博君） 27ページでございますが、社会福祉総務費です。

負担金補助及び交付金ですが、事業円滑化の補助金が減額となりましたので、190万円減額します。

扶助費ですが、施設入所者等の知的障害者の関係の医療費とか自立支援給付費で増額分を見込みまして654万1,000円。

次の償還金利子及び割引料ですが、23年度の精算による返還金で24万円でございます。

そして繰出金ですが、142万1,000円の減額ですが、これは国保会計の補正に伴う減額によるものでございます。

次の28ページですが、老人福祉費、補正額はゼロですが、これは老福の耐震の調査費が国庫補助が付きまして、その分の組み替えをしてございます。

次の介護保険事業費ですが、これも介護保険の特別会計の補正に伴う増額で、503万8,000円計上してございます。

次の民生費の児童措置費ですが、扶助費968万円の減額。これは子ども手当から児童手当に今度変わるんですが、6月ぐらいに制度改革がありまして所得制限の適用がありましたので、その分を減額してございます。

次の償還金利子及び割引料69万9,000円ですが、これは23年度の精算による子ども手当の返還金でございます。

次の衛生費ですが、保健衛生総務費です。13番目の委託料マイナス51万円。これは、妊婦健診の委託料を減らしてございます。

次の投資及び出資金ですが、これは水道事業会計の出資金と病院事業会計の出資金で、890万円の減額です。

次、予防費ですが、委託料で52万3,000円の減額。これは予防接種の未受診分がございましたので、その分減額してございます。

3番目の健康増進事業費ですが、平成23年度の子宮がん・乳がんの検診の精算による返還ということで、32万7,000円補正してございます。

水道環境課長（三宅芳浩君） 次の29ページの清掃費でございます。

塵芥処理費でございますが、役務費につきましては、また後で歳入のほうで御説明しますが、家庭系ごみ処理手数料70万円の減額を見込みによりまして行います。それに伴いまして、販売業者への手数料7万円を減額するものでございます。

それから、次の委託料につきましては、ペットボトル及び缶の処理量が見込み予定額より少なくて済む見込みとなりましたので、53万円の減額を行うものでございます。

また、負担金補助及び交付金につきましては、これも廃品回収等による分別収集奨励金でございますが、これも支出見込みによりまして10万円を減額するものでございます。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） その下の働く婦人の家費でございます。

補正額はゼロでございますけれども、先ほども御説明がございました婦人の家の耐震診断に係る経費の国からの交付金ということで21万2,000円の財源の組み替えでございます。

参事兼地域振興課長（高木博之君） 続きまして、農林業費の農業費の畜産業費でございます。ページは30ページでございます。

アイスクリームのm a y ! m a y !の販売所の経費でございますが、売り上げが減にというようなこともございますし、それに伴って当初から材料費等を見てございましたが、かなり減りますので、それに伴って支出のほう、需用費総額でございますが、300万9,000円の減額でございます。それと、原材料費も300万円の減額ということでございます。以上です。

産業建設課長（澤頭義幸君） 同じく30ページでございますが、農地費及び生活改善センター費及び集落センター費でございますが、これは補正の増減はございませんが、耐震診断につきまして補助金がつきましたので、財源の組み替えによる補正でございます。

参事兼地域振興課長（高木博之君） 31ページでございますが、商工費の観光費でございます。

これは、先ほど総民のほうでも出ましたが、駅前民家ですね。24年度において耐震診断等基本的な設計の見直しと、それに伴って実施設計料を見てございましたが、それは基本的に基

本計画を見直すということで減額60万をさせていただいております。

それから喫茶今須宿の管理費でございますが、今年度一部ひさし等を直す予定でございましたが、ちょっとこれを見直すということで25年度で行うということで、40万円の減額をさせていただいております。以上でございます。

産業建設課長（澤頭義幸君） 続きまして、32ページをお願いいたします。

土木費の道路橋梁維持費でございます。こちらの委託料の200万円の減額をお願いするものでございますが、こちらは新幹線の跨線橋耐震設計業務を山中地区及び藤下地区について今年度行いました。その業務に伴います入札差金及び精算による減額となって、200万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、道路橋梁新設改良費でございます。節19の負担金補助及び交付金でございます。こちらは電柱移転に伴います負担金、あと県道牧田関ヶ原線の道路改良に伴います県営事業の負担金の精算に伴う減額で、合わせて120万円の減額をさせていただくものでございます。

続きまして、除雪対策費でございます。こちらは関連がございますので、職員手当及び委託料について御説明をさせていただきますが、今年度につきましては大きな雪もなく来たわけでございますが、12月に2回、1月に3回の5回、2月21日にも1回出たわけでございますが、実績と見込みを算出させていただきまして、職員手当で160万7,000円、除雪作業委託料といたしまして555万3,000円を補正させていただくものでございます。

同じく32ページ、続きまして河川費の河川維持費でございます。こちらにつきましては、まず工事請負費でございます。こちらは、県単急傾斜地崩壊対策事業、今須の新明地区での工事でございますが、平成19年より工事を着手いたしまして、平成24年度完了年度となりました。それに伴います工事の差金及び精算による減額で、366万4,000円を減額させていただくものでございます。

続きまして、負担金補助及び交付金でございます。こちらの急傾斜崩壊対策事業負担金でございますが、こちらは県事業でございます。今須新明におきます小谷という地区でございますが、24年度より事業化されましたので、その事業に対する精算で340万円負担金を減額させていただいております。

続きまして、都市計画費の都市計画総務費でございますが、こちらは先ほど議案第4号に伴います繰出金の増額で、78万3,000円を補正させていただくものでございます。

33ページをお願いいたします。

住宅費の住宅管理費でございます。まず、委託料でございますが、こちらは木造住宅の無料診断、当初20件を見込んでおりましたが、11件の申し込みがございまして9件不用額が発生いたしましたので、40万5,000円を減額させていただくものでございます。

続きまして工事請負費でございますが、こちらは天満住宅の屋根の塗装工事を今年度実施さ

せていただきました。それに伴います精算及び入札差金により、100万円を減額させていただくものでございます。

続きまして、負担金補助及び交付金でございます。まず初めに、木造住宅耐震補強工事助成金でございます。こちらは、当初5件分の予算を見させていただきました。数多くのお問い合わせがございましたが、申請までには至っておりません。5件分につきまして、全て減額をさせていただくものでございます。

続きまして、建築物耐震診断事業補助金でございますが、こちらは木造以外の住宅にかかわります診断業務の補助金でございますが、当初1件予算を計上させていただきましたが、こちらにつきましても申請がございませんでしたので、合わせて428万7,000円を減額させていただくものでございます。

西消防署長（田中文男君） 続きまして、消防費、消防施設費の工事請負費につきまして補正をさせていただきました。当初、東町2の十九女団地付近に防火貯水槽を新設予定でございましたけれども、用地の確保ができなかったということで、577万5,000円減額補正させていただきました。以上です。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） 続きまして、同じく33ページの教育費の教育総務費でございます。留守家庭児童教室の賃金40万円の減、これにつきましては勤務日数の調整によるものでございます。

次、34ページをお願いします。

小学校費の賃金の180万でございます。これにつきましては、調理員賃金の120万とアシスタント40万、スクールバス運転手の賃金20万。120万につきましては、勤務時間数の調整と勤務日数の調整による減額ということです。あと、アシスタントとスクールバス、これにつきましては、勤務日数の調整ということで減額をさせていただいております。

中学校費でございます。ここにも調理員の賃金100万の減ということでございます。これも先ほど御説明しました勤務時間数と日数の調整によるものということです。支援員は、勤務日数の関係で減額をさせていただいております。

次の幼稚園費の100万でございます。これにつきましては、当初臨時教諭1名を予算計上しておりましたけれども、応募がなく、減額をさせていただいたということでございます。

続きまして社会教育費です。35ページになりますけれども、公民館費と歴史民俗資料館費、これにつきましては、公民館費180万円、歴史民俗資料館費21万4,000円、補正額はゼロでありますけれども、先ほどからの御説明にもあります予算、財源の組み替えということです。公民館費につきましては、耐震補強計画業務に係る県振興補助ということでございます。歳入にも出てくるかと思えます。歴史民俗資料館は耐震診断による交付金が来ますので、その財源の組み替えです。

ふれあいセンター管理費66万の減につきましては、需用費が20万、委託料が46万、それぞれどちらも事業に伴う精算による減額ということでございます。

続きまして35ページですけれども、保健体育費の保健体育総務費のこの財源の組み替えでございまして、補正額はゼロですけれども、10万につきましては清流国体に係る事業実施に対する助成金というものでございます。以上でございます。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 続きまして歳入の19ページのほうをお願いしたいと思います。

町税の町民税で、個人町民税が1,200万の減額、それから法人税が2,300万円の減額となっております。

それから、固定資産税につきましても1,400万の減額でございます。

それから、地方交付税につきましては1億5,000万の増額ということになってございます。

次のページですが、使用料及び手数料につきましては、斎苑使用料がたくさん入ってきましたので、1,100万の増額となっております。

それから、使用料及び手数料の手数料につきまして、家庭系ごみ処理手数料として70万円の減額となっております。

それから、国庫支出金、国庫負担金の民生費国庫負担金ですが、自立支援の増額で311万7,000円の減額、それから子ども手当の精算ということでそれぞれの形で、トータルで994万4,000円の減額となっております。

それから国庫補助金につきましては、民生費国庫補助金25万3,000円、それから教育費国庫補助金21万4,000円、農林水産業費国庫補助金33万2,000円、労働費国庫補助金21万2,000円につきましては、歳出のほうでも説明がございました社会資本整備総合交付金ということで、耐震診断の3分の1の補助金でございます。

それから、土木費の国庫補助金につきましては、木造の耐震補助の減額によるものと建築物の耐震診断の事業の補助金の減額によりまして、24万6,000円の減額となっております。

続きまして、県支出金の県負担金、民生費県負担金、これにつきましては、先ほどの国庫と同じように障害者自立支援の事業増額への補助の増額の156万円と、それから子ども手当のそれぞれの各減額等を見まして、トータル317万2,000円の増額となっております。

それから県支出金の県補助金ですが、民生費県補助金につきましては、障害者自立支援事業補助金の44万3,000円の減額。

それから衛生費の県補助金71万7,000円につきましては、妊婦健診とHPVの減額がございしますが、これは水道へ出す県振興補助金110万がございしますので、トータルで71万7,000円の増額となっております。

それから教育費県補助金ですが、これは180万、先ほどありました町民体育館と公民館の耐震補強計画に対する県の振興補助金でございます。

それから土木費の県補助金につきましては282万3,000円の減額ですが、これも歳出のございました木造住宅の耐震診断助成金、木造住宅耐震補強工事、それから建物の診断事業の補助金、要するに事業費の減った分の減額ということになってございます。

それから財産収入の財産運用収入、利子及び配当金につきましては、これはそれぞれの利子の見直しによるもので、81万2,000円の増額となっております。

それから財産収入の財産売却収入、出資金返還金ですが、歳出でも組み替えましたように、土地開発公社の出資金が24年度から25年度の返還ということになりましたので、500万を減額してございます。

それから寄附金につきましては、一般寄附金52万6,000円、民生費寄附金67万円、教育費寄附金5万円、それぞれの寄附金がございましたので計上し、基金のほうへ積み立ててでございます。

それから繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を2億円減額、それから国保関係原病院建築基金繰入金を1,000万減額してございます。

繰越金につきましては、1億5,169万1,000円を充当してございます。

それから24ページ、諸収入、雑収入、雑入に関しましては、トータル1,602万4,000円でアイスクリームの売り上げが1,800万円の減額、それからぎふ清流国体・ぎふ清流大会の助成金が10万円来てございます。それから歳出のほうは補正で上げてございましたけれども、天満住宅の修繕と取り壊しの関係で187万6,000円の共済給付金が来ましたので、計上してございます。

それから町債に関しましては総務債、これは臨時財政対策債ですけれども、確定しましたので6,440万6,000円の減額をしてございます。

それから消防債につきましては、先ほど施行ということで430万円の消防債の減額をしてございます。

それから15ページをお願いします。

繰越明許費の補正でございますが、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費で1,678万6,000円の明許費の限度額を上げてございます。これは、今年度5カ所ありましたうちの3カ所分の工事を繰り越すということで上げてございます。

それから次のページへ行っていただきまして、地方債の補正でございますが、先ほど言いました臨時財政対策債の確定によりまして、3億100万から2億3,659万4,000円に変更するものと、それから防火水槽の整備事業で、これも工事が施行で430万見てございましたが、なくすということでよろしくをお願いします。

以上です。よろしくをお願いします。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。ありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番(田中由紀子君) まず、歳出からお願いします。

25ページの財産管理費のマイナス500万、候補者から出資金が返ってこなんだということで、その理由はなぜかということと、30ページの畜産業費ですね。このヤギの事業ですけど、結局3,000万アイスクリームの売り上げを予定していたのが1,800万減額したということで1,200万になったということでは、やっぱり2,600万ぐらいは赤字になるということなのか、この畜産業費の中でどれだけ一般財源から持ち出しをしないかのかということをお伺いしたいと思います。

こういう状況の中で、町長は新商品開発については採算がとれる範囲でやりたいというようなことも言ってみえましたもんで、このヤギのアイスクリーム事業、耕作放棄地も含めて畜産業費をどういう考えで今後進めていかれるのか伺いたい。とりあえずそれだけにさせてもらいます。

議長(澤居久文君) 高木地域振興課長。

参事兼地域振興課長(高木博之君) 500万円の公社への出資金なんでございますが、県の指導で24年度完全に解散してというようなことですので、24年度はまだできませんので、25年度に返しなさいという指導でございました。

それとヤギのほうですかね。これそれぞれ部門が分かれています、may!may!の販売部門のほうでは400万ぐらい以上の赤字ですね。1,200万が、こちら当初3,000万で見ましたが、歳入のほうで1,800万の減額ということで1,200万程度しか入ってきませんので、それに実際は1,600万以上使うというようなことですので、このmay!may!の販売部門で400万以上の赤字ということですね。畜産のほうにはつきましたが、ちょっと別のほうでということ。

議長(澤居久文君) 西脇町長。

町長(西脇康世君) 飼育のほうの数字につきましては、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

それから、新商品の関係でございますけれども、これはやはり今報告ありましたように、ヤギのアイスクリームだけでは利益が出るまでには至っていないと。やはり1つだけという商品構成では非常に弱いんじゃないかという気はいたしておりますし、ヤギの乳が搾れる期間というのも限られております。そういった中で、やっぱりいろんな種類、例えばチーズであるとかヨーグルトであるとか、そういったものの中でやはり販路拡大とか特産品化ができるものが製品にできれば、そういったものにも取り組みながら利益を上げるような形をつくっていきなというふうに思っております。

ただ、これは当然飼育のほうにも絡むわけでございまして、トータルの中でもこれは判断を

いずれしなければいけないかなと思っております。耕作放棄地対策という面におきましてもそれなりの成果というか実証が十分でないという状況の中で、今、この事業をもう一度再点検、また飼育頭数についても再チェックをしながら、今後の計画を見きわめるような方針でありますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

いずれにしても、つくって赤字で、それがいいかといったらいけないわけでございますので、これは町の直営という形が、それもいいのかということも含めて検討すべき時期がいずれ来るかというふうに思っております。

ただ、それまでの間は精いっぱいのことをやりながら、やはり特産という形の位置づけを何とかできないものかというふうに頑張っていきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 済みません。今のm a y ! m a y ! の400万の赤字というのは、ヤギをお乳を搾って飼育する人の人件費、それから搾乳費、餌代、そういうのはこの中には含まれていないということだと思いますので、この400万というのはまずそもそも数字が違うというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

議長（澤居久文君） 地域振興課長。

参事兼地域振興課長（高木博之君） m a y ! m a y ! での販売部門での赤字だけですので、飼育にかかわる部門はちょっと部門が分かれていますので、そちらは後ほどでちょっと申しわけないですけどということでございます。

議長（澤居久文君） ほかに質問はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 小谷清美君。

5番（小谷清美君） 34ページをお願いします。

今、学校教育課長から学校管理費で調理員の賃金の時間数の調整とか日数の調整120万、それからスクールバスの運転もそうですが、そして中学校費で調理員の賃金100万の減額でそのような説明をされましたが、当初、勤務日数とか時間は決まっているんじゃないかと思って、何で調整するのかなあということ100万も減額する。この辺だけちょっと教えてください、ようわからん。

議長（澤居久文君） 山田教育課長。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） 申しわけございません。

調理員さんの勤務時間が学校によってはそれぞれ違うわけですけど、一応8時から15時45分ということで、45分間休憩といったことで7時間ということなんですが、当初、予算組みが一

般職と同じような7.75で予算組みをしましたもんで、0.75、その分を減額をさせていただいたということですが。

〔「日数は何ですか」の声あり〕

日数につきましては、この方たちは時間給でございますので、ですからいろんな関係で休みとか、そういったことについては支給されませんので、そういったことで額がそれぞれ皆様方によって違ってくるんで、そこで調整をしていくということにはなってくるんですけども。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 5番 小谷清美君。

5番（小谷清美君） 大体わかったんですけど、そんな0.75の時間調整ということで初めから7時間とか6時間という勤務で設定しておかんといかんのやないかと思うんですけど、その辺だけちょっともう一度お願いします。

議長（澤居久文君） 山田教育課長。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） 議員おっしゃるとおりだと思います。

ですから、この25年の新年度の予算につきましては、そういった形で7時間といったことで時間の調整はさせていただいておるということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 歳入ですけれども、19ページの地方交付税1億5,000万、これはたしか委員会のときに特別交付税というふうに聞いたんですが、教えてください。

それから、次のページの20ページ、衛生使用料ということで1,100万、斎苑の使用料がふえたわけですけれども、これはやっぱり私は基金にするべきじゃないかなというふうに思いますが、お考えを伺います。

〔「済みません」の4番議員の声あり〕

議長（澤居久文君） 訂正ですか。

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 済みません。この1,100万を基金にということじゃなくて、斎苑の経費、それから使用料の収入、その差額分ですね。その分を今後斎苑を改修したり、改築したりするために基金に残したらどうかなというふうに思いますが、その辺をお伺いします。

議長（澤居久文君） 谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 交付税ですが、当初予算、実際に普通交付税は9億402万7,000円入ってきます。当初予算よりかは普通交付税が1億5,402万7,000円多く入ってくるということで、それは予算見込みで特別交付税がどれだけ入ってくるかわかりませんので、こういう補正を今度かけますという説明をしたと思っているんですけど、普通交付税は1億5,000

万余分に入ってきているのは、間違いございません。

議長（澤居久文君） 西脇町長。

町長（西脇康世君） 斎苑のほうの費用でございますが、確かに今は予定外に利用が多いと、これは予定外というのは町内の方やなしに県外の方が利用されておるといふことでふえておるといふことでございます。これだけ入ってこれば、非常に利用が高いといふことで、それなりに炉の修繕等もかかるわけでございます。今までは、こういった経費につきましては、普通の一財から持ち出して維持管理を行っていたといふことで、今後、これだけの数字が見込めるといふことであれば、普通会計の中で財源充当をさせていただくといふふうに進めさせていただきたいと思っております。

わざわざこれが確定的に予算を見込める事業でございませぬので、わざわざ基金にまで積み立てといふことは今のところ考えておりませぬ。

〔「そんなん積み立てるようなものやないね」の声あり〕

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

さっきの畜産のは、後でまた答弁できたら。

〔「これからもまだ支出が」の声あり〕

これからまた出るで、わからないと。

はい。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。22分まで。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時22分

議長（澤居久文君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第11 議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第11、議案第6号 平成24年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） 議案第6号について御説明を申し上げます。

特定健診委託料の減額、過年度療養給付金等負担金の確定に伴う返還金、直営診療施設勘定繰出金の増額などにより、総額2,231万6,000円を追加する平成24年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

議長（澤居久文君） 藤田住民課長。

住民課長（藤田栄博君） 41ページをごらんください。

41ページの歳出ですが、まず総務費の一般管理費ですが、人件費に伴う共済費と、あと25年度から保険証をカード化にしますので、そのカード化に伴う需用費で、消耗品で15万2,000円、役務費で22万3,000円、委託料で20万円、合計57万9,000円を増額させていただきます。

次に保健事業費ですが、特定健診等事業費の補正200万円の減額ですが、これは特定健診の未受診分と、あと今年度特定健診の計画を作成したんですが、その入札差金で200万円を減額してございます。

次の健康増進事業費ですが、これは人件費に伴うもので、7万4,000円でございます。

次の42ページですが、償還金、補正額2,121万7,000円。これは23年度の精算による療養給付費負担金の返還分です。

次の諸支出金の直営診療施設の繰り出しですが244万6,000円、これは関ヶ原病院のCTと手術室の患者フォーマット分と、あと緊急時の医師の受け入れ体制の特別支援分ということでいただいておりますので、それを関ヶ原病院へ繰り出す分でございます。

次に歳入ですが、40ページです。

財政調整交付金で直営診療施設への補助金とやすらぎ施設の交付金、人件費の分を合わせて252万円、次の繰入金ですが、一般会計からの繰り入れということで人件費分の事務費、それと特定健診の計画策定の減額分、この事務分を含めて142万1,000円の減額です。

次の繰越金、療養給付費負担金の23年度の返還分として2,121万7,000円を増額してございます。

以上、合計それぞれ2,231万6,000円を追加して、10億7,328万2,000円とする補正予算でございます。よろしく申し上げます。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第12、議案第7号 平成24年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） 議案第7号について御説明を申し上げます。

介護サービス給付金、介護予防サービス給付費、高額介護サービス事業、特定入所者介護サービス等、これまでの支払い状況により各給付費等の増減調整を行った結果などによりまして、総額3,922万6,000円を追加する平成24年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算を定めたいので、本案を提出するものです。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

議長（澤居久文君） 藤田住民課長。

住民課長（藤田栄博君） 50ページをごらんください。

歳出の総務費の一般管理費ですが、これは人件費に伴うものでございます。

次の保険給付費ですが、一番上の居宅介護サービス給付費、これは今年度決算見込みを前年度決算と対比しますと、14.1%の増になってございます。これは、末期がんとか町外のデイサービスの利用者がふえたということでございます。

次の地域密着型介護サービス給付費、これも前年度対比24.5%になる見込みで補正してございます。これは、うらのほうへ1人入所された分が増額されております。

次の施設介護サービス給付費ですが、これも5%の増ということで、これは関ヶ原病院の療養型がちょっとふえましたので、その分見込んでおります。

次、居宅サービス計画給付費ですが、これはサービス利用者がちょっとふえましたので、4.6%の伸びで見てください。

次の保険給付費ですが、介護予防サービスの給付ですが、これは今まで予防であった人が介護のほうへ移行されましたので、予防のほうが減りましたので27%の減ということで、補正額380万減額してございます。

次の介護予防サービス計画費、これも予防から介護に移行されましたので、16%のマイナスということで40万の減額をしてございます。

次の保険給付費の高額介護サービスですが、18.6%の伸びを見てください。補正額として140万増額してございます。

次の52ページでございます。

特定入所者介護サービス費ですが、これも18%の増を見込みまして、補正額560万増額してございます。

次の地域支援事業費の一次予防事業費ですが、これは人件費に伴う補正で2万5,000円でございます。

次の介護予防ケアマネジメント事業費、これも人件費ということで7万4,000円を増額してございます。

次に歳入でございますが、47ページでございます。

これは、今までの歳出に伴う国庫の負担金でございますが、最初に国庫支出金の介護給付負担金、これが予防と合わせた負担金で696万円の増額となっております。

次の国庫補助金ですが、調整交付金で195万円、地域支援事業交付金で1,000円、地域支援事業交付金で2万9,000円、合計198万円ですが、これは人件費に伴うものでございます。

次、支払基金交付金ですが、介護給付費交付金で1,131万円、地域支援事業支援交付金で1,000円の計1,131万1,000円を増額してございます。

次の48ページですが、県の支出金でございます。

介護給付費負担金で571万5,000円。

次の県の補助金で地域支援事業交付金と地域支援事業交付金任意事業の分を合わせて1万5,000円、これは人件費の分でございます。

次の繰入金も介護給付費繰入金からその他一般会計繰入金まで合計503万8,000円ですが、これは人件費にかかわるものでございます。

最後に繰入金、基金繰入金ですが、給付費の不足分です。820万7,000円を増額してございます。

以上、それぞれ歳入歳出3,922万6,000円を追加し、6億6,250万6,000円とする補正でございます。よろしく申し上げます。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 私ごとではございますけれども、私も父親が悪くて介護認定を受けまして、現在は医療保険のほうでお世話になっているんですけれども、大変ふえているんでしょうかね。3年間の第何期の事業計画があると思うんですけれども、その計画と比較して、予想された範囲内なのか、それ以上に介護を受ける人がふえているのか、その辺だけ教えてください。

議長（澤居久文君） 藤田課長。

住民課長（藤田栄博君） 今年度に関しては、範囲内でおさまると思っております。次年度については若干伸びがあるかなという感じはしております。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんね。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第13、議案第8号 平成24年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） それでは、議案第8号について御説明を申し上げます。

介護サービス事業特別会計補正予算につきましては、人件費のみの調整となっております、総額11万4,000円を追加する平成24年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算を定めた

いので、本案を提出するものです。

なお、細部説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

ありませんね。討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第14、議案第9号 平成24年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） 議案第9号について御説明を申し上げます。

事業費の確定に伴い、効率的事業実施計画策定業務委託料427万5,000円の減、幹線管渠及び面整備工事費1,210万円の減、上水道管布設がえ工事負担金840万円の減などで、総額2,496万4,000円を減額する平成24年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算を定めたいので、本案を提出するものです。

なお、細部説明につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

議長（澤居久文君） 三宅水道環境課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） それでは、議案第9号 平成24年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,496万4,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,976万2,000円といたします。

まず、歳出から御説明させていただきます。64ページをごらんください。

まず、公共下水道施設管理費の職員手当でございますが、これにつきましては扶養手当と退職手当組合負担金の不足額を増額するものでございます。

次に公共下水道建設費でございますが、給料、職員手当等共済費につきましては、今のと同じでございます。人件費等不足額を増額するものでございます。

その次の委託料、それから工事請負費、負担金補助及び交付金につきましては、先ほど町長申し上げましたが、本年度の事業がほぼ完了して金額が確定いたしておりますので、その差額分につきまして委託料につきましては377万5,000円、工事請負費につきましては1,310万円、負担金補助及び交付金につきましては840万円を、それぞれ減額するものでございます。

それから、次の公債費の利子でございますが、今申し上げました補正に伴いまして、管理費に使用料を充当いたします関係で繰入金で充当するというので、財源の内訳を変更するものでございます。

次に、歳入について御説明させていただきます。62ページをごらんください。

まず、分担金につきましては受益者負担金でございますが、本年度の収入見込みに合わせまして200万円を増額するものでございます。

次の国庫補助金につきましては、補助対象事業費でございます。建設費の中の補助対象事業費の確定に伴いまして1,030万円の減額を行うものでございます。

一般会計繰入金につきましては、歳出金額の減額に伴いまして充当財源が不足いたしますので、78万3,000円を増額させていただきます。

繰越金につきましては、平成23年度の決算額によりまして、残りの31万3,000円を増額を行うものでございます。

次の63ページをごらんください。

雑入につきましては、消費税の還付額が上がっておりますが、本年度の実際の還付額が4万円ほどでございましたので、差額の146万円を減額を行うものでございます。

町債につきましては、これも本年度の事業費に基づいて借入額を確定いたしましたので、その金額との差額分の1,630万円を減額するものでございます。

次に60ページをごらんください。

地方債の補正でございます。今回の予算補正におきまして、先ほども申しましたが地方債の限度額を補正いたしましたので、4,970万円から3,340万円へ変更いたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

よって議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第15、議案第10号 平成24年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） 議案第10号について御説明を申し上げます。

資本的収入では、企業債の減額、下水道工事に伴う配水管布設がえ工事負担金の減額、資本的支出では、平井浄水場整備工事及び土地購入費の減額、野上地内下水道工事に伴う配水管布設がえ工事ほかの減額などを内容とする平成24年度関ヶ原町水道事業会計補正予算を定めたいので、本案を提出するものです。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

議長（澤居久文君） 三宅水道環境課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） それでは、議案第10号 平成24年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

まず、65ページをお開きください。

予算第3条に定めた収益的支出の予定額に17万8,000円を追加し、水道事業費用を1億7,618万8,000円といたします。

予算第4条本文括弧中、不足する額「79,036千円」を「83,636千円」に、過年度損益勘定留保資金「71,022千円」を「75,622千円」に改め、資本的収入の予定額から2,730万円を減額し3,860万6,000円とし、資本的支出の予定額から2,270万円を減額し1億2,224万2,000円とします。

また、予算第5条に定めた企業債の限度額を補正額に合わせまして、5,000万円を3,000万円に改めます。

予算第6条に定めた職員給与費2,445万5,000円をこれも補正に合わせまして、2,463万3,000円に改めるものでございます。

続きまして67ページ、68ページの補正予算明細書によりまして御説明申し上げます。

収益的支出から御説明いたします。67ページをお開きください。

営業費用の総係費の法定福利費でございますが、共済組合負担金の増額に伴うものでございます。

次に、資本的収入でございます。68ページをお開きください。

企業債でございます。本年度の借入れの金額を3,000万円といたしましたので、差額分の2,000万円を減額するものでございます。

次に、工事負担金の下水道工事に伴う配水管等の布設がえ工事負担金でございますが、本年度の野上の下水道工事がほぼ完了いたしております。それに関連して水道分の工事費も確定しておりますので、差額分840万円を減額するものでございます。

次の補助金でございます。岐阜県市町村振興補助金でございますが、本年度平井浄水場の配水池のほうにですが、緊急時給水設備というものを設備いたしました。これに対しまして、岐阜県市町村振興補助金110万円の交付決定を受けておりますので、その分を収入として計上させていただくものでございます。

次に、資本的支出でございます。

建設改良費でございますが、原水及び浄水施設建設改良費、配水及び給水設備建設改良費、両方とも工事費でございますが、4 拡及びその他の建設改良工事、また野上地区の下水道工事もほぼ完了しまして、工事費等の額が確定しておりますので、支出見込み額との差額を減額するものでございます。

土地購入費につきましては、当初、4 拡の5号井戸でございますが、用地取得を考えておりましたのでその用地代を計上しておりましたが、本年度、計画内容を若干見直しをした関係ですが、5号井の作成を少し先延ばしいたしましたので、今年度の用地取得ということもお見送りを行いました。それでその分の減額をするものでございます。

また、委託料につきましては、用地の登記料分の減額分と今年度の4 拡の実施設計料、システムの更新料及び配水管布設がえ詳細設計料の契約が済んでおりますので、その不用額を減額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） その次、70ページですけど、予定貸借対照表の中で建設仮勘定、当初予算では建設仮勘定4億6,000万そのまま残っておりましたが、ここは来年度減価償却するということでそちらのほうに移したということではないんでしょうか。

議長（澤居久文君） 三宅課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） 議員申されるとおりでございます。本年度、建設仮勘定に今まで上げておりましたが、そのほとんどを本勘定のほうへ移しかえるということで予定をしておりますので、来年度から償却するというを予定しておりますので、今年度末の予定貸借対照表の建設仮勘定につきましては、今考えられる建設仮勘定分だけを残すということで予定をいたしております。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第11号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第16、議案第11号 平成24年度関ヶ原町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） 議案第11号について御説明を申し上げます。

収益的収入では国保調整交付金63万8,000円の増、資本的収入では他会計出資金1,000万円の減、企業債300万円の減、資本的支出では工事請負費500万円の減、医療機器等購入費300万円の減、奨学金貸付金720万円の減額等を内容とする平成24年度関ヶ原町病院事業会計補正予算を定めたいので、本案を提出するものです。

なお、細部につきましては、病院事務局長から説明をいたさせます。

議長（澤居久文君） 西脇病院事務局長。

病院事務局長兼総務課長（西脇哲郎君） ただいま上程されました平成24年度関ヶ原町病院事業会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

まず72ページのほうでございますけれども、第2条では、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を補正するという事で、病院事業収益を63万8,000円増額いたしまして24億2,133万8,000円。

第3条では資本的収入及び支出ということで、収入といたしまして資本的収入総額で1,138万3,000円減額をいたしまして総額1億4,811万2,000円、支出におきましては資本的支出1,620万円を減額いたしまして2億4,380万。これに伴います不足額は、過年度分損益勘定留保資金で補正させていただきますのが、9,554万2,000円が過年度分損益勘定留保資金。当年度分消費税及び地方消費税の資本的比率調整額としましては、消費税の確定による14万6,000円に改めるものでございます。

第4条につきましては、予算第5条に定めました企業債でございますけれども、医療器械整備事業として当初3,400万を予定しておりましたけれども、入札の結果、3,100万ということで企業債を変更補正させていただきます。

詳細の説明は、77ページのほうの明細書をお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出の収入でございますけれども、これにつきましては医業外収益の他会計補助金で、国保調整交付金の救急患者受け入れ体制支援で額が確定いたしまして、63万8,000円の増額で国保のほうからいただけることになりました。

資本的収入及び支出でございますけれども、収入におきましては、まず資本的収入でございますけれども、出資金におきましては当初1,000万建設改良事業分で積立金を取り崩していただく予定ございましたけれども、変電室の工事を長期の停電をさせなければいけないということが発覚いたしましたので、次年度へ変電室の計画を変更させていただきました。それと、今年度施行しましたオイルタンクの改修分は472万1,000円ということで、これについては内部留保資金を使わせていただくということで、建設改良に伴う支出金は減額させていただけるかと思えます。

補助金におきましては、県補助金、県地域医療確保事業につきましては医師の確保事業でございますけれども、最終的に県の確定が300万ということで157万5,000円を減額、県の障害者歯科診療施設整備補助金につきましては60万2,000円で確定しましたので2,000円の増額、県医療機関等の災害時通信確保事業補助金、これは全額県費補助金でございますけれども、MCAと言われますデジタル無線、これを全病院に配置、そしてワイドスターという衛星通信ができるパソコンで画像、また県内の情報が共有できる形の情報網が整備されましたので、88万2,000円の県補助金をいただくことになりました。

次、78ページのほうでございますけれども、企業債につきましては300万の減ということで、これはCTの購入につきまして確定しましたので、企業債を300万減させていただきます。

繰入金につきましては、国保のほうから180万8,000円増額ということで、これにつきまして

はC Tの購入、また医療機器等の購入分の増額分でございます。

次の奨学金の返還金でございますけれども50万、これにつきましては看護学生1人奨学金をいただいて、ただ諸般の都合で退学をされましたので奨学金の返還ということで、条例上は一括返還でございましたけれども、母子家庭ということもありまして規則を改正させていただきまして、利息を伴う形で2年間で返還していただくということで24年度は10カ月分、利息は3条予算のほうで受けさせていただきます。

支出につきましては、建設改良費での委託料、これにつきましては大学院生の医師奨学金運営委託分で、大学のほうに予定をしておりましたけれども、奨学金の貸付金のところでも600万、当初3名を予定しておりましたけれども、現在1名で交渉中でございますけれどもなかなか難しいようでございます。そういったことで委託料100万を減、工事請負費は先ほど説明しました変電室の改修工事で500万の減、医療機器購入費はC Tの契約差金で300万の減、奨学金貸付金で看護師の奨学金も3名予定をしておりましたけれども、現在1名奨学金を貸し付けて、2分名について減額をさせていただきますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第12号から日程第39 議案第34号までについて（提案説明・質疑）

日程第40 議案第35号から日程第52 議案第47号までについて（提案説明）

議長（澤居久文君） 日程第17、議案第12号 関ヶ原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第52、議案第47号 平成25年度関ヶ原町病院事業会計予算までの36議案を一括して議題とします。

議案の説明に入る前に、町長から平成25年度の基本方針について説明を行っていただき、その後、提出議案の説明を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） それでは、説明をさせていただきます。

本日、平成25年第1回町議会定例会が開催され、平成25年度予算を初め関係議案を提出し、御審議を願うに当たり、当面の町政運営について私の所信の一端を述べたいと存じます。

私は昨年12月、町民の皆さんの信任をいただき、町長に就任し2カ月余りが経過いたしました。山積する諸問題に改めてその職責の重大さを痛感しているところであります。

上位団体である国や県などが財政的に厳しい状況にある中、関ヶ原町でも歳出削減と歳入確保を中心とした行財政改革の推進に取り組んでいるところであります。内閣府が発表している経済報告によりますと、平成24年度の我が国の経済は、東日本大震災から復興需要や政策効果の発現等により夏場にかけて回復に向けた動きが見られました。しかしその後、世界経済の減速等を背景にして輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり底割れが懸念される状況となりました。

こうした状況に対しまして、政府は平成25年1月に日本経済再生に向けた緊急経済対策を策定し、その政策効果に加え、世界経済の穏やかな持ち直しが期待されることから、我が国経済は穏やかに回復していくと見込まれております。

また、日本経済再生に向けて大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢により、長引く円高、デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指しております。

県においては、3年間の行財政改革アクションプランの取り組みによりまして、財源不足の解消とともに必要な政策課題に対応するための予算編成ができたとし、持続的な財政運営への道筋が見えてきましたが、県税収入や地方交付税が伸び悩む中、社会保障関係経費の自然増や、未来づくりに向けたさまざまな政策課題にも対応していく必要があるとしています。

関ヶ原町においても、人口の減少及び少子・高齢化、景気低迷による給与等所得金額の減少、家屋の新築の減少などの要因から安定した税収を見込めない状況にあり、町財政は引き続き厳しい状況にあります。

長引く景気の低迷により税収が減少する現在、健全な財政運営を進めるため、歳出の削減と歳入確保を中心としたさらなる行財政改革の推進に取り組んでまいり所存ですので、議員諸兄を初め町民の皆様の御理解と御支援をお願いする次第であります。

私は、平成25年度の予算を編成いたしました。関ヶ原中学校の改築、新水源の確保、赤字から脱却できない関ヶ原病院改革等懸案事項が山積する中で、今後の財政状況を見きわめつつ、地域の特性を生かし、真に必要なことを重点的かつ効率的に推進し、財政危機に陥らないように注意を払いつつ、創意工夫を持って本町が生き抜いていけるまちづくりに向けて取り組んでいくことを旨とし、的確に事業を選択し、予算編成したところであります。議員諸氏の御理解と御支援、また御協力をお願い申し上げます。

それでは、就任直後の所信表明とも重なりますが、新年度における基本方針を申し上げます。

最初に、行財政改革と健全財政の維持であります。

本町の歳入の2本柱は町税と交付税であり、町税につきましては大幅に減少しております。交付税につきましても、平成12年のピークに比べれば5億円以上少なくなっております。このように財政的に厳しい状況であることは今さら申し上げるまでもありませんが、限られた財源をいかに有効に使うかを考えていかなければなりません。行革は継続して実施し、無駄を排除しながら必要なものとほしいものを峻別し、将来に備える安心・安全なまちづくりを眼目として進めていきたいと考えております。

第二に、関ヶ原病院の経営改善についてであります。

関ヶ原病院の運営につきましては、これまでも議会を初め町民の皆様の御理解と御支援を賜り経営改善に努められてきましたが、厳しい状況が続いております。4月に常勤医師が2名ふえる見込みとなりましたが、さらに医師の確保・充実に努めたいと考えております。

また、現行の経営体制の抜本的改革を図り、民間の経営ノウハウの導入も必要であることから、経営形態については何が関ヶ原病院にとって適しているかを比較検討し、できるだけ早く方針を決めたいと考えております。

第三に、少子・高齢時代の福祉の推進であります。

高齢化率が30%を超えた関ヶ原町では、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が多くなっており、元気に安心して暮らせる社会づくりが必要になってくると考えています。また、出生数が少ない子供が心身ともに健やかに育つため、子育て支援、医療費の補助など安心して子育てができる環境整備を進める必要があります。

第四に、町土の保全活用の問題であります。

後継者難による農地の耕作放棄や山林経営の放棄、有害鳥獣による農作物被害など土地の利活用を図る上で諸問題が数多くあります。これらの土地の利活用について企業用地等への転換も含め、環境整備の方策を見出していきたいと考えております。

第五に、教育環境の整備・充実にあります。

関ヶ原中学校の改築の設計につきましても、免震構造、太陽光発電とも盛り込み、安全性にも配慮したものとなっております。平成25年、26年度と継続事業として建設工事に入ることとしています。関ヶ原の将来は若者の双肩にかかっていますので、教育内容の充実に努め、学力の向上を図るとともに健全育成に努めていきたいと考えています。

そのほか個別施策として、ヤギの頭数がふえ、現在の北小跡地では飼育が限界に近づいておりますし、ヤギ乳を使った新製品としてのアイスクリームだけでは季節的な問題もあるということで、ヤギの飼育頭数の調整と新製品の開発の問題、また藤古川ダムの貯水量が低減しており水道の安定供給に不安があるため平井水源の整備推進を図る問題、町の活性化は町内業者の活力が不可欠であることから、町内業者の活性化と起業の支援を図る問題、関ヶ原合戦

という歴史に名高い町でありながら観光資源をいかに生かすかという観光の推進の問題、駅前に観光物産の拠点となる施設を整備する問題、除雪対策の一層の充実を図り、町民の日常生活の不便や負担を少しでもなくすための雪に強いまちづくりなど、山積する諸問題に取り組んでいかなければならないと思っております。

以上、申し上げました基本方針を念頭に置きながら、新しい時代のまちづくりのために、皆さんと一緒に知恵を絞り、気概を持って取り組む覚悟でありますので、議員各位を初め町民の皆様には、私の決意と気持ちを御理解いただき、温かい御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは一括上程されました議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第38号から第47号までの平成25年度予算について御説明申し上げます。

国の予算編成過程におきましては、日本再生戦略の着実な実行につながる予算編成を行うこととしています。また、平成25年度予算の概算要求組み替え基準については、財政の持続可能性の確立に向け、財政健全化目標の達成に向けた取り組みを着実に進めるとともに、社会保障、税一体改革の着実な実施により、社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成への一歩を踏み出し、日本再生戦略を十分に踏まえ、歳出改革についてもさらなる取り組みを継続していきます。

また、中期財政フレームを改訂し、歳入面では取り組みとして個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税政の抜本的な改革、歳出面での取り組みとして、基礎的財政収支対象経費について歳出の大枠を定め、恒久的な歳出削減を行うことにより、少なくとも前年度の当初予算の規模を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとしています。

岐阜県においては、岐阜県行財政改革アクションプランに基づく取り組みの推進により改善の方向に向かっており、構造的な財源不足が解消される見込みとなっているものの、経済・雇用情勢や国の政策の動向など地方財政を取り巻く環境は不透明であり、依然として当面の課題を抱える厳しい財政事情となっています。このため、平成25年度以降も引き続き事務事業見直しなど絶えず行財政改革の努力を行うこととし、今後の財政運営の基本的考えと3年間の中・長期的な財政見通しを予算編成をあわせて作成し、県財政の置かれた状況を示すこととしております。

このような状況の中、本町の一般会計予算は、前年比27.9%の大幅な増となっておりますが、関ヶ原中学校建設事業によるもので、全体的には景気動向を鑑み昨年度に引き続き緊縮型の予算としています。歳入では、自主財源として町税におきましても、個人町民税、固定資産税の減少と法人町民税の大幅な減少により、9.9%減となっております。地方交付税におきましては、24年度法人税減収調整により14.5%の増となりました。臨時財政対策債につきましては、

制度改正等により13.6%の減額となったところであります。

本町の財政は、まだまだ先行き不透明な経済環境や財政政策の中で、税収や特に起債残高、実質公債費比率の推移を見ながら、さらに徹底した行財政改革が必要となってきました。このため、人件費、物件費などの徹底した見直しや、経常経費の簡素化、効率化を図る一方、施策の創意工夫と改善を図りながら、財政運営の合理化、適正化に意を払ったところであります。

このような結果として、平成25年度の予算規模は、一般会計45億6,800万円、特別会計等53億4,355万9,000円、予算総額として99億1,155万9,000円となったところであります。

これを本年度当初予算と比較いたしますと、一般会計では27.9%の増となりました。特別会計については、国民健康保険特別会計、病院事業会計は減少したものの、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、今須農業集落排水事業と公共下水道事業特別会計、水道事業会計が増となり、特別会計合計では0.2%の増となり、町予算総額では10億521万9,000円、11.3%の増となったところであります。

予算の大要、歳入歳出の項目別の説明につきましては、この後、担当課長が行います主要事業等の説明にも出てまいりますので、平成25年度予算提案説明、予算編成の経過に添えて別途配付することで説明とさせていただきますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは引き続き、議案第12号から第34号につきまして順次説明を申し上げます。

議案第12号につきましては、地方自治法の一部改正に基づき、本会議での公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとされ、根拠規定により証人等の旅費について条項等の改正を行うものでございます。

議案第13号につきましては、夏休み中における町内の児童及び付き添いについて、平日のプール使用料の免除をすることの改正を行うものでございます。

議案第14号につきましては、法律の題名が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたこと等による改正を行うものでございます。

議案第15号につきましては、地域主権一括法による廃掃法改正に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項に、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格について、環境省令で定める基準を参酌して条例で定めることと規定されたことによる改正を行うものでございます。

議案第16号につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、保険料の付加総額の改正を行うものでございます。

議案第17号につきましては、これも地域主権改革一括法によるもの、介護サービスの基盤強

化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、国の政令で定められていた基準を各市町村が条例で定めることとされたことにより制定を行うものでございます。

議案第18号につきましても、地域主権改革一括法による介護保険法の規定に基づく制定を行うものでございます。

議案第19号につきましては、介護サービスの基盤強化のための介護保険法の改正により、入所定員、申請者の資格等について定める条例制定を行うものでございます。

議案第20号につきましては、地域主権改革一括法により土地改良法が改正され、分担金の基準等の改正により準用する条項の改正を行うものでございます。

議案第21号につきましては、今須宿の営業時間の変更及びグラウンド・ゴルフ場の芝生養生期間として休業期間を明確化する改正を行うものでございます。

議案第22号につきましては、地域主権改革一括法により道路法が改正され、町道の構造の技術的基準を政令で定める基準を参酌して、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとなったことによる条例制定を行うものでございます。

議案第23号につきましても、地域主権改革一括法により道路法が改正され、道路管理者が設ける道路標識の様式の基準のうち、内閣府令、国土交通省令で定める基準を参酌して、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとなったことによる条例制定を行うものでございます。

議案第24号につきましても、地域主権改革一括法により市町村道に係る移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準について主務省令で定める基準を参酌して、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとなったことによる条例制定を行うものでございます。

議案第25号につきましても、地域主権改革一括法により河川法が改正され、これまで国が一律に定めていた準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準について、河川管理者である地方公共団体の条例で定めることとなったことによる条例制定を行うものでございます。

議案第26号につきましても、地域主権改革一括法により公営住宅法の一部が改正され、これまで国が一律に定めていた公営住宅等整備基準について、公営住宅管理者である地方公共団体の条例で定めることとなったことによる条例制定を行うものでございます。

議案第27号につきましても、地域主権改革一括法により都市公園法の一部が改正され、これまで国が一律に定めていた都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準について、管理者である地方公共団体の条例で定めることとなったことによる改正を行うものでございます。

議案第28号につきましても、地域主権改革一括法により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、これまで国が一律に定めていた移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について、管理者である地方公共団体の条例で定めることとなったことによる条例制定を行うものでございます。

議案第29号につきましても、地域主権一括法による下水道法改正に伴い、水道法第7条第2項に、公共下水道の構造の技術上の基準は政令で定める基準を参酌して条例で定めることと規定され、同じく法第21条第2項に、公共下水道の終末処理場の維持管理を政令で定めるところを参酌して条例で定めることとなったことによる改正を行うものでございます。

議案第30号につきましても、公共下水道事業計画区域の区域外から下水道の排水施設に汚水を排除することに対応するため、区域外流入ができる土地を規定し、当該土地の所有者等を受益者として受益者負担金を賦課するための改正を行うものでございます。

議案第31号につきましても、施設の老朽化による修繕や電気料の値上げ、また建設仮勘定から本勘定への振りかえによる減価償却費の増加に伴い、今後、継続的な大幅な経費超過状況が続くため、これに対応するため水道料金の改正を行うものでございます。

議案第32号につきましても、地域主権一括法による水道法改正に伴い、水道法第12条第1項に布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、第2項に布設工事監督者の資格が政令で定める基準を参酌して条例で定めることと規定され、同じく第19条第3項に水道技術管理者の資格が政令で定めるところを参酌して条例で定めることと規定されたことによる条例の制定を行うものでございます。

議案第33号につきましては、病院における奨学金の月額支給額を見直すための改正を行うものでございます。

議案第34号につきましても、法律の題名が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことによる改正を行うものでございます。

議案第35号から議案第37号につきましては、玉農業集落排水事業、今須農業集落排水事業、公共下水道事業の特別会計への繰り出しの金額を定めるものでございます。

以上、一括上程されました議案の説明を終わらせていただきます。

なお、引き続き担当課長による詳細説明をいたさせますが、一部議案については説明を省略させていただきます。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（澤居久文君） 御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。25分まで。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時27分

議長（澤居久文君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいまから順次説明を求めますが、議案によりましては、先ほど町長が説明されました部分につきましては、各課長は省略してください。

〔「はい」の声あり〕

ということで御了承願います。

それでは、議案第12号 関ヶ原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については詳細説明を省略して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第13号 関ヶ原町民プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

山田課長。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） それでは、議案第13号について説明します。

82ページでございます。

町長の提案説明にもございました夏休みの期間の平日のみ町内小学校の児童及びその付き添いの方は免除するというところでございます。

これにつきましては、御承知のように関ヶ原小学校の児童の皆さん方には町民プールを利用させていただいておるということ、それで夏休みの期間中も使用料をいただいていたということもございますので、そもそも学校のプールの開放、夏休み期間は平日を開放するというところで今まで来ております。そういったことで、平日のみ、一応今須と関ヶ原両方ですけれどもあわせて免除したいということでございます。以上でございます。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

6番 浅野正君。

6番（浅野 正君） 簡単な質問なんですけど、例えば関小へ通っておるとか、今須小学校へ行っておるとか、何かあるの。

議長（澤居久文君） 山田課長。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） そういったことについては、今検討している段階でございます。議員がおっしゃるように、何かそういった証明がないことには身分というものがわからないということもございますので、今後詰めていきたいなというふうに思っております。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） ちょっと大変ややこしいと思うんですね、夏季休業期間中の平日に限

りということで大変ちょっとややこしいかなと思いますけれども、その辺の周知を徹底してほしいんですけれども。

議長（澤居久文君） 山田課長。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） それにつきましては、学校を通じて児童、あるいは保護者の皆様方にお知らせはしたいと思っております。

議長（澤居久文君） これで質疑は終わります。

議案第14号 関ヶ原町国民健康保険保健福祉総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

藤田課長。

住民課長（藤田栄博君） 議案第14号ですが、先ほど町長が説明したとおり、自立支援法の法律の名称の変更による改正でございます。以上です。

議長（澤居久文君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第15号 関ヶ原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明。

〔「なし」の声あり〕

先ほど町長説明しましたね。じゃあ、説明を終わります。

これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

質疑ありませんね。

次、議案第16号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について詳細説明。

藤田課長。

住民課長（藤田栄博君） それでは、資料の6ページをごらんください。

先ほど、これも町長が説明したように、賦課総額に関する条例改正でありまして、保険料を算出するのに通常は療養の給付費から国庫負担金、県負担金を除いた分を保険料として算定するのですが、新たに災害等で免除で減額になった分も保険料として加えると、簡単に言うとそういう条例改正でございます。それが、後期高齢の支援金と、あと介護納付金にも同じことがうたわれているという条例改正でございます。

議長（澤居久文君） 質疑ありますか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 委員会でもちょっと質疑させてもらったんですけれども、結局減免分

をほかの保険者で分担するということになりますので、やっぱり一般会計から繰り入れするか、そういうことについては特に規制はないということでもいいのでしょうか。

議長（澤居久文君） 西脇町長。

町長（西脇康世君） 一応この部分についてはやはり規定どおりさせていただきたいということで、この部分を一般会計から補填して抜くということは考えておりません。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第17号 関ヶ原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてから議案第19号 関ヶ原町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例については関連がありますので、一括での詳細説明を求めます。

藤田課長。

住民課長（藤田栄博君） それでは17号から19号まで、ちょっと条文が長いんですが、簡単に説明させていただきます。

まず、17号は地域密着型サービスの人員、設備、運営に関する基準、18号は地域密着型介護予防、要するに要支援1と2、それで17号は介護認定の1から5までの人を対象とした施設の基準とかを定めているものでございます。

そのサービスはどのようなものがあるかというのは、資料の9ページに書いてございます。この資料1というものがそうなんですが、1から9番まで、これが17号の施設です。そのうち、3、4、5は介護予防、議案18号の分の施設のサービスということです。

それで、今回、先ほど町長が申しましたように、一括法と介護保険法の改正によりまして、今まで国でやってきたものを今度は町の条例で定めて運用しなさいということになりました。それで、その中で町の条例に定めるに当たっては、国の基準をそのまま守らないといけない基準と、あと町の独自で定めてもいいよという参酌基準があります。おおむねこの17号、18号については国の基準を採用していますが、その中で参酌する基準ということで2つだけ町独自の基準を定めてございます。

それが、まず1つ目は、議案17号と18号の両方の議案に共通しますが、記録の保存期間、これは国の基準では2年間になっていますが、町の条例では5年間の保存にしています。これは、地方自治法236条第1項によりまして、返還請求権は5年となっていますので5年の保存ということにしています。

そして2つ目ですが、議案第17号の地域密着型サービスの関係ですが、国の省令では地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員ですが1名となっておりますが、町では4名以下の多床型にしています。要するに、1人とするとその人の負担額が上がりますので、なるべく大部屋

にすると所得が少ない方でも利用しやすいということで、その部分は町条例で変えてございます。

次に、議案第19号ですが、これは議案17号の地域密着型介護老人福祉施設の入所の定員です。これについては、国の省令どおり29人以下と定めてございます。

そしてもう1つ、17号と18号のサービス事業者の申請者の資格です。これを町条例で定めなければいけないんですが、国の省令どおり法人としてございます。

あと、要約的なものを資料のほうにつけてございますので、申しわけないですけど、お目通しいただければと。10ページから25ページまでございますので、よろしく申し上げます。

非常に簡単な説明で申しわけないんですが、以上でございます。

議長（澤居久文君） これより一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第20号 関ヶ原町営土地改良事業分担金賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

澤頭産業建設課長。

産業建設課長（澤頭義幸君） それでは、議案第20号 関ヶ原町営土地改良事業分担金賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

資料のほうの26ページをお願いいたします。

提案説明にもございましたが、一括法によります土地改良法が改正されました。それに伴いまして、第1条中、また第2条5項中、また第4条中におきまして、条項の一部改正を行うものでございます。よろしくをお願いいたします。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第21号 関ヶ原町グリーンウッド関ヶ原の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

高木地域振興課長。

参事兼地域振興課長（高木博之君） 246ページでございますが、資料のほうにつきましては28ページでございます。

まず、グラウンド・ゴルフ場でございますが、今まで休業日が年末年始だけでございましたが、この改正のほうでは1月、2月をこれに加えまして、芝の養生ということと、あと積雪の関係もございますので、実情に合った状態にさせていただくということで上げさせていただいております。

それと、あと喫茶店のほうでございますが、今まで3月から11月と12月から2月の2種類の使用時間でございましたが、これを3種類ということで分けさせていただいております。グラウンド・ゴルフ場が1月から2月休みですので、これに合わせて若干短く午前9時から午後1時までということで短縮させていただいております。

それともう1種類でございますが、これもグラウンド・ゴルフ場の営業時間でございますが、11月から12月ですね、1月、2月は休みでございますが、それは若干短くなってございます。普通それ以外の季節ですと午後5時半まででございますが、11月から12月はグラウンド・ゴルフの就業時間が午後4時半でございますので、それに合わせさせていただいて喫茶店も30分遅くあけて、30分早くということで9時から4時までになさせていただきます。以上でございます。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第22号 関ヶ原町道の構造の技術的基準を定める条例について説明を求めます。

澤頭産業建設課長。

産業建設課長（澤頭義幸君） それでは、議案第22号 関ヶ原町道の構造の技術的基準を定める条例について御説明をさせていただきます。

248ページをお願いいたします。

提案説明にもございましたが、一括法によりまして、道路法の一部改正がございました。それに伴いまして、政令で全国一律に定めておりました基準について、地域の実情に応じて条例を定めるというようなものにより、条例を制定するものでございます。

道路構造令につきましては、非常に細かく定められております。本条例の制定に当たっても、参酌すべき道路構造令の基準を準用することとしておりますので、本町における独自の基準項目はございません。

しかしながら、岐阜県におきまして、一部独自基準を設けております。その部分につきまして、町に該当するであろうという部分につきまして準用しておりますので、その部分について説明をさせていただきます。

248ページの第5条、第2項中の道路区分でございますが、道路構造令では第1種から第4種までの区分がございます。高速自動車国道、いわゆる高速道路ですね。及び自動車専用道路に係るものが1種及び2種ということになっております。一般国道について3種第1級、また4種の都市部というものがございますが、その部分につきましては除外をさせていただいております。

続きまして252ページをお願いいたします。

252ページの第12条の歩道でございます。ページ数253ページになりますが、12条の第3項の歩道の幅員でございますが、道路構造令では2メートル以上ということとなっておりますが、地域、もしくは地形の状況などにより、1.5メートルまで縮小できる規定を設けております。この基準につきましては、岐阜県の基準と合わせておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（澤居久文君） 質問ありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第23号 関ヶ原町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について説明を求めます。

澤頭産業建設課長。

産業建設課長（澤頭義幸君） 議案第23号 関ヶ原町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について御説明をさせていただきます。

ページ数265ページをお願いいたします。

こちら提案説明でございましたが、一括法によりまして道路法の一部改正がされましたので、今までは国の法令により全国一律に定められておりました基準を地域の实情に応じて条例を定めるということとなりましたので、寸法に関する基準について条例を制定するものでございます。

この中で、第3条の中で、寸法等については規則で定めるといような条項になっております。第3条2項について、特に変わった部分でございます。こちら町独自の基準ではございませんが、県において一部独自基準を設けましたので、それを準用しておる内容となっております。ここにうたっております日本字の大きさの10分の7を超えない値というふうなことになっておりますが、従来は大体設計速度が40キロから60キロについては日本語の文字が20センチと決まっております。その下にローマ字で表示がしてあると思うんですが、それが構造令上は文字の2分の1というふうなことになっております。20センチの文字ですと10センチなんですが、それを10分の7まで拡大をするという規定を設けております。10センチが14センチに大きくなって、見やすくなるというふうな内容となっております。大きく変わっているのはそこです。

以上で説明を終わりたいと思います。

議長（澤居久文君） 質問はありますか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） ちょっとごめんなさい。単純な質問なんですけど、日本字に合わせて

表示するローマ字の大きさが2分の1という国の基準を超えて10分の7にして見やすくするという事なんですが、ローマ字のほうを見やすくするという意味合いなのか、ちょっとごめんなさい、教えてください。

議長（澤居久文君） 澤頭課長。

産業建設課長（澤頭義幸君） 今、議員のお話と御理解は一緒です。

これは、岐阜県がそのように独自基準を設けましたので、それに合わせた形となっております。それで、ローマ字の部分が、今後につきましては少し大きくなるというようなことで結構かと思います。

〔「町道やろ、町道」の声あり〕

町道におきましては、なかなかないんですね。もし、今後、道路改良等で設ける場合があれば、この基準を適合していくというような形になります。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第24号 関ヶ原町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例について説明を求めます。

澤頭産業建設課長。省略なら省略とってください。

産業建設課長（澤頭義幸君） 議案第24号について説明します。

移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例でございます。

こちらについては、ページ数267ページでございます。

これも一括法に伴いまして、省令で全国一律の部分が、これはあくまでも特定道路の基準になりますので、特定道路の部分について参酌をさせていただいて、整備をしているものでございます。特段町独自の基準項目はございません。以上です。

議長（澤居久文君） 質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第25号 関ヶ原町準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例について説明を求めます。

澤頭課長。

産業建設課長（澤頭義幸君） 議案第25号 関ヶ原町準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例について御説明をさせていただきます。

ページ数279ページをお願いいたします。

こちらも提案説明でございましたように、一括法によりまして河川法が改正されたことに伴

い、全国一律に定められておりました準用河川に係る河川管理施設の構造の技術的基準について、河川管理者である地方公共団体が実情に応じて条例を定めることとなりましたので、条例を制定するものでございます。

現在、関ヶ原町で管理しております準用河川は、今須の中狭川と山中、松尾あたりの黒血川の2本の河川が対象となっております。

従来管理につきましては、河川管理施設等構造令というものがあまして、それについて細かく基準は定められてはおりますが、必要でない例えばダムとかそういうようなものも含まれておりますので、そういうものを除外させていただいて、基本的には河川管理施設と構造令を準用させていただきまして条例をさせていただいているものでございます。よろしく願いいたします。

議長（澤居久文君） 質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第26号 関ヶ原町営住宅等の整備基準を定める条例について説明を求めます。

澤頭産業建設課長。

産業建設課長（澤頭義幸君） 議案第26号 関ヶ原町営住宅等の整備基準を定める条例について御説明をさせていただきます。

ページ数292ページをお願いいたします。

こちら提案説明でもございましたように、一括法によりまして公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、従前は国の省令で定めてまいりました公営住宅の整備基準について、その基準を参酌して、管理者である地方公共団体が地域の実情に応じて条例を定めるというものであって条例を制定するものでございます。

国が健全な地域社会の形成、良好な住環境の確保や費用の縮減への配慮等を念頭に整備すべき事項を定めておりました。今回、敷地の利便性や安全性の基準、住戸の面積などの住宅基準、また集会所等の共同施設の基準がございしますが、国の基準自体が公営住宅の整備に必要な基準が既に設けられておまして、本町におきましても特別な地域事情等はございませんので、独自の整備基準を設ける必要はないというようなことを考えさせていただきまして、省令で定める参酌基準の同一整備基準について整備をさせていただいております。

なお、附則で、295ページにおいて経過措置を今回本条例には設けさせていただいております。現在の町営住宅につきましては、この条例の規定にかかわらず従前の例によるというような経過措置を設けております。よろしく願いいたします。

議長（澤居久文君） 質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第27号 関ヶ原町都市公園条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

澤頭産業建設課長。

産業建設課長（澤頭義幸君） 議案第27号 関ヶ原町都市公園条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

資料の29ページをお願いいたします。

こちらを一括法によりまして、都市公園法の一部が改正されたことに伴い、今まで国が一律に定めておりました都市公園の設置基準、または公園施設の設置基準について町の条例で定めることとなりました。それに伴う一部改正でございます。

第1条の3から第1条の5において基準を追加させていただくものであります。

現在、町が管理している都市公園といいますと桃配運動公園が、1つの公園がありますが、都市公園は全国的に見ましても特殊な公園ではなく、従来国が全国一律で定めている基準が当てはまるというような考えを持って、国が定めている現行基準と同じ内容となっております。以上です。

議長（澤居久文君） 質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第28号 関ヶ原町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について説明を求めます。

産業建設課長。

産業建設課長（澤頭義幸君） 議案第28号 関ヶ原町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について説明をさせていただきます。

資料戻っていただいて、301ページをお願いいたします。

こちらを一括法によりまして高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されましたことにより、従前、国が一律で定めていた特定公園施設の設置に関する基準について条例化をするものでございます。個々の詳細なものについては、国の基準を参酌しておりますので、省かせていただきたいと思います。

この公園施設は、いわゆる新設、増設、または改築を行うときに、この省令に合わせるものでございますので、今後、そういうことがあった場合につきましてはこの条例を適用していくというようなことを考えております。以上です。

議長（澤居久文君） 質疑ありませんね。

〔「はい」の声あり〕

議案第29号 関ヶ原町公共下水道条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

三宅水道環境課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） それでは、議案第29号 関ヶ原町公共下水道条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

これにつきましては、先ほど町長が申しあげましたように、第二次一括法によります条例の改正でございます。

議案資料の33ページをお開きください。

まず、第1条でございますが、改正前条例の目的に、施設の構造の基準等を追加規定したものでございます。

次に、第3条でございますが、改正前条例におきまして、今回の改正文中に出てまいります排水施設及び処理施設、この2つの用語の定義をいたしておりませんのでこれを規定するため、2号以下を2号ずつ繰り下げ、新たに2つ号を加え用語を定義いたしております。

次の34ページをお開きください。

第5条と第6条の間に、今回、第1章の2として1章を加えております。公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理ということで規定いたしております。内容的には、政令の第5条の7から第5条の11及び第13条に参酌すべき基準を定めておりますので、その中で当町の施設に関係しないものが1つ号がございますので、それを除きまして政令に規定されている基準どおり規定することといたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（澤居久文君） 質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第30号 関ヶ原都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

三宅水道環境課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） 議案第30号 関ヶ原都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案資料の37ページをお開きください。

今回の改正は、公共下水道事業計画区域の区域外から下水道の排水施設に汚水を排除することを希望された場合に対応するために、区域外流入をすることができる土地を規定するとともに、当該土地の所有者等を受益者として受益者負担金を賦課するために改正を行うものでございます。

まず、第2条でございますが、ここで受益者を規定しておりますが、その中で改正前から受益者としておりました区域内の土地所有者を第1号といたしまして、区域外流入する土地の所

有者を2号として新たに加えました。

また、2号では区域外流入ができる土地としまして、公共下水道の排水施設が設置された道路に面していて、容易に汚水を排除するための排水管が公共下水道の排水施設に接続することができる土地であるということで規定をいたしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（澤居久文君） 質疑ありますか。

〔「ありません」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。この時計で13時までということで。

それから、ちょっと訂正をお願いしますが、町長の所信表明の年の字が「24年」になっておりますので、「25年」に訂正をお願いいたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

議長（澤居久文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第31号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

三宅水道環境課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） 議案第31号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正内容につきましては、水道料金の改定となっております。

水道料金につきましては、平成14年1月の改定から11年余りたっております。近年では、平成20年度、21年度、23年度と単年度決算では赤字が続いており、昨年度末には欠損金を繰り越す状況にまでなっております。そのような中で、動力費としての電気料金が大幅な増加が見込まれ、施設の老朽化が急速に進んでおり、それに伴う設備の修繕や更新が毎年のように必要となっております。また、安全・安心な水源の確保のために、4 拡事業の推進は必要であり、それらに伴って減価償却費が増加してまいります。そのため、今後も継続的に多額の経費が必要な状況が続き、現状の収益では毎年多大な赤字を計上せざるを得ない状況となっております。

よって、このような状況の中で水道会計における収益を考えた場合、水道料金の値上げを考えざるを得ない状況になっておりまして、今回の改定をさせていただくものでございます。

議案資料の38ページと39ページをごらんください。

使用料につきましては、第31条中の表を改めさせていただきます。種別第1種の一般家事用につきましては、基本料金を口径13ミリについて1,000円を1,200円に、20ミリは1,330円を1,600円に、25ミリは1,440円を1,730円に、30ミリは1,770円を2,130円に、40ミリは2,320円を2,790円に、50ミリは3,870円を4,650円に、75ミリは1万1,050円を1万3,260円に、100ミリは

1万8,300円を2万1,960円に、また超過料金につきましても1立方メートルごとに180円となっているものを200円に改定させていただくものでございます。

また、第2種工場用につきましても、基本料金は第1種と同額としておりますので、それぞれ口径ごとに同様に改定させていただき、超過料金につきましても1立方メートルごとに200円となっているものを210円に改定させていただきます。

また、次の第33条第2項におきまして、第1種の契約者が月の途中で給水を中止したとき等の使用料の徴収金額が規制されておりますので、これにつきましても、1立方メートルにつき180円としているものを、今回の超過料金の改定に合わせまして200円とさせていただきます。

また、この条例改正でございますが、適用につきましても、附則のほうで平成25年の9月分請求からということで定めさせていただいております。

住民の皆様には大変御負担をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（澤居久文君） 質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 水道料金の値上げということで、町民の生活には大変大きな影響があると思うんですけれども、1つは、前回14年度に水道料金を値上げされたときには、その前年度か前々年度ぐらいにこの決算資料の中に何年度ぐらいから値上げする必要があると、具体的に書いてありましたが、今回は値上げを検討しないかということでは決算委員会の資料には書いてありましたが、何年度ぐらいからという具体的なところはなかったので、議会での議論も水道委員会での議論も大変不十分であるというふうに思うんですが、その辺はやはり1年ぐらいかけて話し合うべきじゃないかというふうに思いますが、その辺を伺いたいのと、高い利率の借りかえとか繰り上げ償還がそういうことはできないのかということと。

3点目は、一般会計からの出資がないんですね。それで、過去の実績を調べてみましたところ、私平成10年から議員やっておりますが、そのころからずうっと700万、800万、1,000万、後半は1,000万、ずうっと平成20年度までは一般会計からの出資という形で繰り入れがされておりますけど、この近年は出資がないということではどうして出資がないのかということをお伺いします。

それから4つ目には、私は、もちろん藤古川が古くなって、水も濁ってきているということは十分承知をしておりますけれども、やっぱり町民の生活にかかわる問題ですから、もう少し工事を延ばすとか、そういう資金状況を見ながらやっていくという考え方はできないかということ。

それから5点目は、減免基準を設けて、やっぱり低所得者対策を盛り込むべきじゃないかと

いうふうに思いますが、5点について回答をいただきます。

議長（澤居久文君） 西脇町長。

町長（西脇康世君） 住民の方というか議会とお話し合いをすべきではなかったという点については、確かに上げ幅とかそういう面についてお話し合いをする余地はあったのかなとは思いますが、22年から議会の決算委員会においても値上げすべきだという御指摘もございました。

それから、その当時から建設仮勘定に上がっている分が、供用を開始したときに本会計のほうに入れるべきだという御指摘もございました。そういったことから、本会計のほうに建設仮勘定を繰り入れたときに、とてもじゃないけれども現行料金では水道会計が破綻してしまうというような結果が見えまして、それではいつから値上げするんやというような話になったときに、こんなもん1年でも早くそういった措置をさせていただいて、その分値上げ幅を縮小するというような措置を考えたほうが住民にとっては大きな負担を強わずに済むのじゃないかというような考えに至りまして、今回、私町長になって期間が短うございますが、そういう決断をさせていただいたということで御理解をいただきたいと思えます。

また、繰り上げ償還につきましては、これは国のほうとの協議等もございまして、許可を得られたものについては繰り上げ償還等を行いながら影響が少ないように、こういったことは図っていく必要はあろうかと思えますが、今のところそういった協議がされておるとは聞いておりません。

それから、一般会計からの出資がなかったがということにつきましては、これは前の町長さんのお考えでございまして、水道会計におきましては余剰金と言いますが、そういう資金が4億を超えてあるというようなことから、一般会計の会計のほう非常に苦しいという状況の中で、出資金をちょっと見送らせていただいたということをお記憶しておりますので、そういう措置がされていたということでございます。

それからもう1つ、生活に影響があるということでもうちょっと先へ延ばしたらというようなお話も最後ございましたが、先ほど言いましたように、1年おくらせてその分が負債が膨れれば、そのための値上げ幅というものをまた上げなきゃいけないということで、やはり水道料金、こういう経費を見ながら負担が少ない範囲で徐々に上げさせていただくというのが本来の姿だと思っております。ところが、過去11年間値上げされていなかったということで今回の上げ幅になったということでございます。

また、先ほども言いましたけれども、今須の4拡事業の建設仮勘定、これについても値上げしないがためではございません。稼働というようなことを鑑みたときに、まだ未稼働のものを本勘定に入れるべきではないというような判断もあったと思えます。ところが確認しましたところ、もう既に稼働している分については本勘定に入れるべきだろうという意見になりまして、

そうさせていただいたところでございます。

それから減免基準につきましては、今のところちょっとそこまでは考えが至っておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（澤居久文君） 工事を延ばさへんのか、どうですかという話は。

町長（西脇康世君） 失礼しました。

工事を延ばすということにつきましては、これは担当課のほうでも既に計画の段階で、若干延ばすという計画を変更しながらやっております。今までの状況の中で今後14億というような費用が必要になってくるということで、来年度の事業につきましても若干延ばすということでの措置をさせていただいて、値上げ幅に影響しないような算段をさせていただいたということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 高い利率の借りかえについては今後協議をしてもらえるのかどうかということと、それから先ほどの一般会計からの出資の問題ですが、一般会計が苦しいということで見送らせていただいたということですが、平成20年度は前年度繰越金が3億2,000万あったんですね。平成21年度は3億1,200万の差し引き残高があったということで、私は資金的には十分に一般会計から繰り入れるだけの残高があったというふうに思いますので、やっぱりどちらかという前の町長の考えということになるかと思えますけれども、今後、結局物すごい投資になるわけですね、水道事業というのは、それを全部が全部水道料金に賦課したら物すごい金額になってしまうということで、私は本当に水道というのは命の水だというふうに思っていますので、やっぱり一般会計からの出資ということは本当に必要だと思います。

それから、25年度の予算案の中には2,500万円でしたか、繰り入れてもらっていますので、その辺については非常に評価をするべきだというふうに思いますが、ところが残念ながら本当に低所得者の方は公共料金を払うのが大変なんです。本当に負の連鎖といいますか、公共料金を払うのもう大変ということなので、今のところ考えていないということですが、今後検討をされる余地があるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（澤居久文君） 西脇町長。

町長（西脇康世君） それでは、出資のほうの関係、一般会計の余裕があったということですが、それは計算上そういうふうになっただけで、予算の段階では非常にやりくりが苦しかったということはありません、その結果として水道のほうの出資はちょっと見送らせていただいたということございまして、決算で言われると、ちょっとそこら辺は考えが違うということでございます。

それから、25年度は補助金という形で確かに予算を出させていただいておりますけれども、

これは本来ですと水道事業は公営企業のほうの適用でございまして、独立採算というのは原則でございまして。その中で今回の補助金という形をとらせていただいたのは、建設仮勘定の額が余りにも大きいがための、こういった特別な影響ということを鑑みて、ほかの町村の例も調べまして入れさせていただいたということで、来年度以降は、そこら辺はまた考えなければいけない課題であろうかと思っております。

それからもう1つ、公共料金につきまして、これは確かに低所得者の方に対して2割というアップ幅は大きなものがあると理解しております。ただ、水道というか、水はなければ生活はできません。そういったことから考えると、どうしても供給をするためにこういった料金にはね返ってくるということもやむを得ないものということも御理解いただきたいと思います。生活保護の方につきましては、そういった生活費の中で算定もされているというふうに思っておりますし、ただ、それ以外の方については非常に厳しいことであろうかということは理解しております。先ほどの公共料金の個々のほうの話でございませぬが、そういった分をほかのほうにはね返らせるというのも一つの手であるかもしれませんが、またそうすると上がってしまうというようなこともございます。町の一般財政の厳しさというのも考えて、そこら辺は今後検討はするとしてもなかなか厳しい状況であろうかというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（澤居久文君） 三宅水道環境課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） 先ほど借りがえの質問がございまして、協議をしていっていただけるかという話でございます。

実際、今年度借りがえの関係ですが、一度財務省のほうとちょっとお話を聞きまして実際どうなんだということで考えたことがございます。それで、そこで問題になったのが、実際に借りがえをいたしますと、今後の起債にちょっと制限がかかってくるということがございます。実際にその時点では4拡の事業を推進していくということで考えておりますので、その借りがえをしまして起債に対して制限がかかるということは非常にまずいということで取りやめをいたしましたという経緯がございます。今後、実際にどの程度制限がかかって、要は資金の問題になりますが、資金が現金と合わせまして回っていくかとかですね、そういうことを考え合わせながらちょっと考えていきたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 6番 浅野正君。

6番（浅野 正君） 3点ほどお願いします。難しいあれやないと思うんですけど。

まず1点目といたしまして、これ工場用ですね、業務用と申しますか、そこも値上げの対象になるわけですが、聞き及んでいきますのは自家井戸を掘ろうかなという話を聞いております。一番たくさん使っていただく工場関係です。だから、これは一遍その前に向かわれて、こうい

う事情で申しわけございませんが上げさせていただきますということは、やっぱり懇切丁寧に御説明申し上げたらどうかと思いますので、まずこれを1点。

それから2番目としまして、今須の4拡の平井水源でございますが、正確にはまだ……、決まっているんですね。電気料金、関西電力エリアになるかと思えます。こちらの藤古川ですと中電ですから値上げはしないんですが、その点ちゃんとそれが上がることを加味してやっていただいたかなということを知りたいのが2点目。

それと、毎度嫌らしい話になるんですが、一般論として、真面目というか普通にちゃんときちっとやってあって、料金も払ってやっておる人が、今回、議会もどうなるかわかりませんが、やむを得ずの事情で値上げに応じるわけですが、悪徳滞納者ですね。あの人らは勝手に使っておいて、多分金額的にたくさんあると思えます。そういう人らをやはり手を緩めずに、本当に回収できる努力を、以前の町長に引き続いて西脇町長さんにもお願いして、私らもこういうことをちゃんと集めてやっておるんだよと。それでもやむを得んから、料金を上げさせていただくというようなことも言えると思うんです。そういう点だけちょっと、答弁なかったらそれでも結構ですから、それだけちょっとお願いします。

議長（澤居久文君） 三宅環境課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） まず、第1点目の工場用につきまして、これにつきましてはうちのほうも非常に考えておりまして、まず工場のほうに赴きまして、先ほど浅野議員が申されましたように、経緯、理由等をちょっと説明させていただいて、御理解いただけるような努力をしていきたいと考えております。

それから、電気料金の関電につきましてですが、これは新年度予算のほうで御説明する部分かなというふうに思っておったんですが、実際に4月からかどうかということはちょっと今微妙な状態になってまいりましたが、その以前の段階で、20%ほどやはり上がりますよというような通知をそれぞれもらっておりますので、予算の段階ではそれを加味した形で予算を組ませていただいております。

それから、滞納者につきましてですが、これも毎年御指摘をいただいております。ことしの9月ぐらいからでございますが、水道の給水の停止等通知をちょっとさせていただきまして、実際に給水停止をさせていただいたのは2件でございますが、そのうちの1件は御相談に来ていただきましてちょっと払っていただいた部分がございますので、その停止をまた中止した経緯がございますが、今、1人の方が停止状態になっておりますが、そのようなことも含めて、やはり皆さんがちゃんと払っていただいて水道が成り立っていくというようなことを考えますと、そういう方に払っていただかなくてはいけないもんですから、努力をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

町長（西脇康世君） 工場用の料金等につきまして、関電の料金値上げ、こういったことにつ

きましては、今、水道課長が申し上げたとおりでございます。

滞納者に対応することでございますが、これはやはり厳しい態度で臨まなければいけないと思っております。今、課長申し上げましたように、水道の栓をとめてしまうと。とめてしまえば普通の状態であれば生活が非常に困難であろうということで大きなプレッシャーになるわけでございます。そういったことを避けるためにも住民の方にできるだけ滞納せずに納めていただくようなこういった啓発等もやりながら、努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（澤居久文君） 以上で質疑を終わります。

議案第32号 関ヶ原町水道法施行条例について詳細説明を求めます。

三宅水道環境課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） 議案第32号 関ヶ原町水道法施行条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、前からございますが、いわゆる第二次一括法によりまして水道法が改正されましたことに伴う条例の制定でございます。

今回の条例でございますが、第2条に布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事を規定いたしました。これにつきましては、政令の第3条に規定されております内容どおりに規定することといたしております。

済みません。321ページでございます。

次に、第3条に布設工事監督者の資格を規定しておりますが、これは第1号から第8号までは政令の第4条第1項に規定された資格どおりとしておりますが、第9号に、「町長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者」として1つ号を加えさせていただきました。これにつきましては、政令で定める資格が出身の学校及び学部と実務経験年数で規定されているものであるため、現在の関ヶ原町職員の出身の学校及び学部と実務経験年数を勘案して追加させていただいたものでございます。

最後の第4条に、水道技術管理者の資格を規定しておりますが、これは政令の第6条第1項どおりとしておりますが、この中の第1号につきましては、第3条の第1号から第9号までの資格の布設工事監督者であれば、水道技術管理者の資格を有するという規定をさせていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（澤居久文君） 質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第33号 関ヶ原町病院事業奨学金貸与条例の一部を改正する条例について説明を求めま

す。

西脇病院事務局長。

病院事務局長兼総務課長（西脇哲郎君） 関ヶ原町病院事業の奨学金の貸与条例の一部を改正する条例でございますけれども、議案324ページ、議案資料におきましては40ページのほうをお願いいたします。

今回、第3条中の全日制の専門学校、看護師でございますけれども、現在、5万円の貸与金を支給しておりますけれども、近隣の病院、また県内の病院との比較と、奨学金をいただいて貸与して当院に勤務していただく若い看護師を確保していきたいということで、5万円を8万円ということで増額をさせていただくものでございます。参考までに、近いところでは7万円の病院もございますし、県内には8万円、10万円の奨学金を貸与している病院もございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（澤居久文君） 質問ありますか。

〔挙手する者あり〕

6番 浅野正君。

6番（浅野 正君） ちょっと確認ですが、その対象者ね、多分病院審議会でおっしゃった、2人とか何とか言われましたか、そこだけちょっと教えてください。

議長（澤居久文君） 西脇病院事務局長。

病院事務局長兼総務課長（西脇哲郎君） 予算上は2名ですけれども、一応来年度は1名の予定者がございます。以上です。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第34号 不破郡障害者自立支援認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約について詳細説明を省略して、質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第35号 平成25年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入れについてから議案第37号 平成25年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについてまでは、詳細説明を省略します。

続きまして、議案第38号 平成25年度関ヶ原町一般会計予算について総括の説明を求めます。

谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） それでは、平成25年度関ヶ原町一般会計予算の総括説明をさ

させていただきます。

お手元に「平成25年度予算資料」という横向きの資料があると思いますが、その資料をお願いいたします。1ページをごらんいただきたいと思います。

それでは、先ほども町長の提案説明にもございましたけれども、平成25年度の予算は、特別会計を含めまして総額99億1,155万9,000円でございます、前年対比11.3%の大幅な増となっております。特別会計につきましては、国民健康保険から病院会計は減少しております。介護保険特別会計、介護サービス、それから今須農業集落排水、公共下水、それから水道事業会計と、特に水道事業会計につきましては8,339万9,000円、26%の大幅な増となっております、特別会計全体では0.2%の増となっております。

一般会計の資料ですけれども、資料5ページをごらんいただきたいと思います。

各款の前年度との比較でございますけれども、大きなものから説明させていただきますと、総務費の2,457万8,000円の5.4%増、これは25年度はC/Sシステムから総合行政システムへの移行ということで、移行経費が2,144万6,000円ぐらいふえておりまして、それが要因となっております。

それから、民生費の2,619万9,000円の減額でございます。2.9%、これは国保会計への繰り出しが4,700万近く減っていることによるものでございます。

それから、衛生費につきましては2,053万9,000円の増となっております3.4%、これは南濃衛生組合の負担金が1,960万ほどの増額ということでふえてございます。

それから、農林水産業費ですけれども、これも2,096万5,000円、14%ふえております。特に農業費のほうで15.2%ふえているということで、これは鳥獣の関係と有害と合わせますと800万超えの予算がふえてございます。それから、畜産のヤギの関係でも660万近くふえているということで増額となっております。

それから、7番商工費ですけれども、これも1,447万1,000円、12.2%の増になってございますが、これは関ヶ原プロデュース事業ということで、これは4,200万ぐらい今回PR事業ということで上がってございまして、その影響でございます。

それから教育費ですが、8億7,077万7,000円の216.2%の増。これは中学校費を見ていただきますと、8億7,669万8,000円、885.9%の増、これは中学校の建設事業で9億1,040万近く計上されてございますので、その影響でふえてございます。

それから12番の公債費ですが、これも6,223万5,000円、19.7%の増額ということで、第三セクター債、これは10年で借り入れるんですが、据え置きがございませぬのでもう来年度からすぐに償還が始まるということでふえてございます。各科目の主要事業の内容につきましては、後ほど主要事業一覧のほうで担当課長から説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

続きまして、9ページのほうを見ていただきたいと思います。

9ページにつきましては、性質別の内容となっております。歳出の科目の増減と大きな理由、重複することがありますけれども、ちょっと説明させていただきますと、義務的経費で、先ほど説明した公債費、これが6,223万5,000円、19.7%。これは、第三セクター債の影響でございます。

それから投資的経費、これも大幅にふえておりますが、普通建設費の補助費で8億8,278万2,000円、これも中学校建設費によりふえてございます。

その他の経費の中で2番目にあります補助費ですが、これは8,229万7,000円、11.4%の増。これは、先ほどお話ししました水道事業に2,449万1,000円の補助と、それから南濃衛生施設利用事務組合に1,900万、それから今年度税のほうで償還金ですか、過誤納の返還金が4,000万ばかり予算を見てございますので、大幅にふえてございます。

それから、投資及び出資金につきましては2,477万5,000円、25.4%の減となっておりますが、これは病院への出資金の減額の影響でございます。

それから、繰出金につきましても3,573万3,000円、7.9%の減となっておりますが、これは国保の特別会計の繰出金の4,700万の減額の影響でございます。まあ、ということになったところでございます。

繰出金とか出資金につきましては、次の12ページのほうに掲載してございますし、また13ページのほうには基金残高見込み額一覧表というのがついてございますので、後で参考に見ていただきたいと思います。

以上、簡単ですけれども、一般会計の歳出の概要説明ということにさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（澤居久文君） これより歳出について順次説明を求めますが、「予算主要事業説明一覧表」に基づいて主なものを簡潔に説明を受けたいと思いますので、御了承の上、御協力願います。

なお、款の中でも担当課が分かれているところがありますので、あらかじめ指名はしませんが、何ページということを示していただき、順次説明を願います。

それでは、順次説明を求めます。まず議会費。

参事兼総務課長（谷口輝男君） それでは総務費ですが、主要事業一覧表のほう1ページでございます。

総務費の総務管理費ですが、庁舎内情報化推進事業の中で、一番右の端で総合行政情報システム2,144万6,000円、これは今、県の情報センターがC/Sシステムというような形でのパソコンを使っているんですけども、総合行政システムというような形で25年度9月からこのシステムに変わるということで導入経費を見てございます。

参事兼地域振興課長（高木博之君） 続きましてでございますが関ヶ原合戦祭り、例年でございますが、これは右にございますが、今年度は兄弟都市50周年ですね、ゆかりのまち30周年とそれぞれございますので、この合戦祭りの中で一部記念事業を行いますので、それを入れまして1,100万と上げさせていただいております。

それから、ゆかりのまち交流事業につきましては、例年と同じ3つの行事を見てございます。参事兼総務課長（谷口輝男君） 今のゆかりのまち交流事業と合戦祭りの中で、兄弟都市50周年ゆかりのまち30周年記念事業とございますが、こちらの総務課のほうの関係としましても使節団の関係と、それからこちらでの歓迎という形で、ここに書いてございませぬけれども、414万8,000円ばかりの事業費を設けてございます。

それから、防災無線と地域防災事業なんでございますが、これもちょっとここに書いていないんですけど説明させていただきますと、今回ちょっと防災行政無線の個別受信機というのを設置する。これは、自治会長さん宅に、50軒ですけれども設置しようと思っておりますので、これは383万3,000円の予算を見てございます。

それから、これも書いてないんですが地域防災計画の修正業務、これは県の防災計画のある程度の形ができたということで、うちのほうでそれを参考にしまして一応修正、見直しをかけたと思っております。

それから、もう1つ書いてございませぬけれども地域ハザードマップ作成業務、これも500万ちょっと予算を余分に見ているんですけども、これもマップというか1枚ぺらなんですけれども、それに一応この養老・四日市・関ヶ原断層の地震があったときにどの程度の被害想定がされるかというものと、どこまでの範囲が危ないかというような形でのマップを一応つくりたいと思っておりますので、それも計上してございます。ここには書いてございませぬけど、よろしく申し上げます。

税務課長（若山孝幸君） 徴税費の固定資産評価基礎資料整備事業807万5,000円でございます。その中の791万7,000円でございますが、これに関しましては固定資産税の土地と家屋の課税を公平に行うために地図情報システムを利用しまして資料を行うものでございます。

ほかの収納管理システム事業、町県民税電算委託事業、固定資産税電算委託事業に関しましては、例年と同じ事業でございます。以上でございます。

住民課長（藤田栄博君） 同じく1ページですが、戸籍総合システム事業907万4,000円の中で、戸籍副本データ管理システム作業委託料169万1,000円を見てございますが、これは東北震災の影響で、戸籍の正本と副本の同日滅失を防止するため副本サーバーを遠隔の法務局に置いて、町村からのネットワークによりデータをそこに保全管理するというシステムで、25年度9月ぐらいからうちは導入になる予定でございます。

そして次のページですが、民生費の上から2つ目の小規模授産事業ですが1,095万円計上し

てございます。この中で、さくらんぼの家の軽ワゴンがちょっと古くなりましたので、110万円ほどで備品購入で計上してございます。

次の町社会福祉協議会負担金は前年並みで1,598万2,000円。

飛んで飛んで、障がい者自立支援事業ですが、これは高齢化による重症化がありますので1,700万ぐらいちょっと増になっていますが、1億739万6,000円計上してございます。

次のページのひとり暮らし老人お年玉事業ですが、1万円で130人の130万を見てございます。

次の児童福祉費の入学祝い金ですが、これも小・中学校入学時にお祝い金を3万円それぞれ121名の方に支給するというので、363万円計上してございます。

一番下の保育所施設改修等事業ですが261万2,000円、これは特に今須保育園の雨漏り修繕150万円を計上してございますのと、あとここにちょっと記載していないんですが、4園の耐震診断の委託料として350万円計上してございます。

めくっていただきまして、次の衛生費ですが、母子保健事業で706万3,000円見てございます。そのうち、新規といたしまして、上から4番目に特定不妊治療費助成金60万円上がってございます。これは、不妊の治療を行った方に対して10万円を限度として3回、これを2人分見てございます。

あと、予防接種事業ですが1,332万5,000円、これは今まで不活性化ポリオと3種混合を別にしてございましたが、法改正によりこれが4種混合になりましたので、その分90万円の増で1,332万5,000円を見てございます。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 済みません。1ページ戻っていただきまして、2ページの一番頭でございますが、参議院議員選挙の経費713万2,000円、これは7月28日任期で、7月21日投票日ということで700万を計上してございます。

水道環境課長（三宅芳浩君） 4ページに戻っていただきまして、環境衛生事業でございます。452万6,000円でございます。シルバーのほうに委託しましてそれぞれ有害物とかそういうのを回収していただいておりますが、それを継続するというので本年度まで交付金で実施しておりますが、交付金のほうが見つからないということで単費におきまして、シルバー委託をするということで261万6,000円計上させていただいております。

それから、その下の環境パトロール用車両購入でございますが、現在も環境用に軽のワゴンを1台所有しておりますが、今年度その点検をいたしましたらかなり傷んでおりまして、今度の車検までで新しいのを購入しないと、運転中に事故が起きる可能性もあるんじゃないかということが指摘されましたので、車検まで乗らせていただいて、新しい新規の環境パトロール用ということで車両購入を考えております。

それから一番下になりますが、墓地公園事業でございます。182万4,000円でございます。この中で、新規に地域共同墓地災害復旧事業補助ということで150万円を計上させていただきま

した。これにつきましては、地域で管理していただいております共同墓地でございますが、それにつきましては、災害等がございましたときに、町のほうで補助をさせていただくということで補助率2分の1で限度額150万ということで要綱を定めさせていただきまして、計上をさせていただいたものでございます。

それから5ページでございます。

清掃費でございます。西南濃粗大廃棄物処理組合負担金、それから大垣衛生施設組合負担金、南濃衛生施設利用事務組合負担金につきましては例年どおりでございますが、それぞれ若干金額がアップしておるということでございます。

それから、塵芥収集委託事業につきましては、可燃・不燃・資源ごみ等の収集と中間処理の委託料ということで、5,969万3,000円の計上をさせていただいております。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） 労働費の働く婦人の家の管理事業でございます。特に新規事業というものはございませんけれども、一応各種講座、教室等を開催する事業を含めまして、360万4,000円を計上しております。以上です。

産業建設課長（澤頭義幸君） 続きまして、農林水産業費の農業費でございます。

農地地図情報システム導入事業でございますが、こちらは現在も農地台帳システムというものは導入されておりますが、地図とのリンクがされておきませんので、現地に出向いたときに、農地利用状況調査等を実施に当たって、現在あるデータを地図化にするというようなことで地図情報を追加するシステム導入で279万3,000円を計上しております。

続きまして、戸別所得補償推進事業でございます。こちらにつきましては、不破地域農業再生協議会補助金でございます。こちらは関ヶ原町と垂井町と合同での協議会でございます。25年度につきましては、関ヶ原町が事務局となりますので、県の補助金でございますが、関ヶ原町から再生協へとお支払いをする98万2,000円を計上させていただいております。

続きまして、中山間地域等直接支払い事業でございます。こちらは22年より5年間の協定を結んでいる20地区につきまして補助金をお支払いするものでございまして、例年と金額的にはほぼ変わっておりません。

続きまして、獣害防護柵助成事業でございます。こちらは有害鳥獣に対する防護柵の話でございます。年々被害等ふえてきている現状でございますので電牧柵を30区画、あと今年度でございますが、9月27日に関ヶ原町の有害鳥獣被害防止対策協議会を設立いたしました。25年度につきましては、この協議会から国の補助をもらって柵を設置するという事業も本格的に始まるわけではございますが、この協議会に加盟されている5つの団体に対しまして補助対象外の資材につきまして町が独自で上限を持って補助をするものでございます。計340万円の計上をさせていただいております。

続きまして畜産事業費、ヤギの飼育の部分でございます。こちらは、ヤギの飼育費用及びヤ

ギ牧場の維持管理費ということになっております。24年度につきましては、常時3名で勤務をしておりました。25年度につきましては、常時4人体制で業務を行うというようなこともございまして、臨時職員さんの雇用の賃金の増加があります。2,605万1,000円を計上させていただいております。

参事兼地域振興課長（高木博之君） 同じ5ページでございますが、地域振興課で担当させていただいております「やぎ工房may!may!」での販売事業ということで、24年度よりは大幅に下げさせていただいておりますが、1,537万円の予定をしております。うち、売上金として1,500万円を予定いたしております。以上です。

産業建設課長（澤頭義幸君） 続きまして、広域農道整備事業でございます。こちらは、24年から26年までの3カ年の間に名神高速道路のアンダーパスの事業が含まれております。県の事業に伴う5億円に対する町分の負担金でございます。1,021万5,000円を計上させていただいております。

続きまして、今須農業集落排水特別会計繰出金でございますが、今須農業集落排水に伴います繰出金で1,856万5,000円を計上しております。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） 続きまして西田運動広場管理事業、これは教育委員会が事業元ということでございますので、一応施設の管理といった事業で73万4,000円を計上しております。

産業建設課長（澤頭義幸君） 続きまして、生活改善センターアスベスト除去事業でございます。これは、平成24年度に耐震診断の点検を行いました。そのときに、改善センターにおきましてアスベストが確認をされましたので、その除去事業といたしまして設計監理費及び工事費ということで227万3,000円を計上させていただいております。

めくっていただいて、6ページをお願いいたします。

林業費でございます。こちらは町単独間伐推進事業といたしまして、今年度は10ヘクタール予定しておりますので、162万円を計上させていただいております。

続きまして、有害鳥獣捕獲事業でございます。こちらは、有害鳥獣捕獲及びカモシカ捕獲補助ということになっております。24年度の実績に基づいて計上をさせていただいております。872万4,000円でございます。

山のみち地域づくり交付金林道事業でございます。こちらは県の事業になります。県の事業、今明神の山のほうから工事が本格的に入っておりますが、県の事業に対する町の負担金といたしまして、1,111万5,000円計上させていただいております。

参事兼地域振興課長（高木博之君） 続きまして同じページでございますが、6ページ、商工費でございます。例年と同じところはちょっと省略させていただいて、変わったところだけ読み上げさせていただきます。

まず、太陽光発電システムの設置補助金でございますが、近隣の町村でもほとんどやっておりますので、うちのほうでもということで25年度に設けさせていただきました。基準は1キロワットにつき2万円で、4キロワットを限度ということで3件、24万円を計上させていただいております。

それから、一番大きな金額は4,200万円の関ヶ原プロデュース事業でございますが、これにつきましては緊急雇用ということで、県からの基金でございますが、4,200万円いただいて行う事業でございます。内容につきましては23年度、24年度、笹尾山とかを中心にいろんなことをやらせていただきましたが、その集大成というようなことで計画をいたしております。業者につきましては、またプロポで行う予定でございますが、提案型というようなことで、もちろん仕様書等につきましてはうちのほうで定めさせていただいておりますが、入札によって行う予定でございます。

商工費につきましては、以上で終わらせていただきます。

産業建設課長（澤頭義幸君） 7ページをお願いいたします。

土木費の道路橋梁費でございます。町道維持補修事業といたしまして、町道の維持工事を含みます。今回につきましては橋梁補修設計業務委託、これは24年度に19橋の橋梁の耐震補強策定を行いました。その計画に基づきまして、5つの橋につきましては補修設計業務を行うものがございます。これが、ちょっと金額は入っておりませんが、1,526万円を見ております。

また、その下の橋梁調査点検業務委託でございます。これは、23年度に19橋の点検をいたしました。それは15メートル以上の橋梁を対象にしておりました。今回、ここで見させていただいておりますのは、2メートルを超えた15メートル未満の橋梁64橋につきましては、簡易的な点検を行うもので、金額は入っておりませんが136万7,000円を含みます4,089万3,000円を計上させていただいております。

続きまして、道路橋梁新設改良事業でございます。こちらは町道の改良工事で、継続事業も合わせまして3,500万円を計上させていただいております。

続きまして、県事業負担金でございます。こちらは、現在今須の平井地区で行われております県道牧田関ヶ原線の道路改良工事等の県事業に対します町の負担金で、1,250万円を計上させていただいております。

除雪対策事業費でございます。こちらは、駅前の消雪ポンプが故障をしておりますので、その取水ポンプ改修工事を含みます修繕工事等で315万円を計上させていただいております。

続きまして、河川費でございます。県営急傾斜地崩壊対策事業の1,000万円でございますが、こちらは今須新明地内小谷地区におきまして24年度より事業化されましたので、継続事業といたしまして県が行いますが、その町負担分といたしまして1,000万円を計上させていただいております。

続きまして、都市計画費でございます。こちらは公共下水道事業特別会計繰出金といたしまして、2億733万4,000円を計上させていただいております。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） 続きまして、公園管理費でございます。御承知のように桃配運動公園、これも教育委員会のほうで管理しておりますので、事業費として1,079万3,000円、この中には野球場の照明の改修及びバックネットの改修が含まれております。以上でございます。

産業建設課長（澤頭義幸君） 続きまして、住宅費でございます。こちらは町営住宅整備事業でございますが、旧大高住宅の1棟につきまして解体工事が必要となりました。その他一般修繕を含む工事費といたしまして、614万9,000円を計上させていただいております。

西消防署長（田中文男君） 続きまして消防費です。7ページをごらんください。

災害対策事業といたしまして143万9,000円。災害用備蓄物品、これは非常食と水を購入予定しております。それと災害用備品等、これは簡易的な災害用のトイレの購入を予定しております。よろしく申し上げます。以上です。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） 教育費でございます。恐れ入ります、8ページをお願いいたします。

事務局費、それと留守家庭、小学校・中学校費、ともに目新しい事業というものはございませんけれども、中学校費の学校給食費助成事業、これはことしから始めさせていただきました。215万6,000円、196人分を見ております。

それと、先ほどからいろいろと話がございます中学校の建設事業としまして、今年度9億1,040万円を計上させていただきました。

次の幼稚園費の幼稚園施設整備事業135万でございますが、これにつきましてはエアコンの設置ということで3部屋エアコンを設置したいということで計上をしております。

あと社会教育費ですが、これもほとんど事業の内容は変わりございませんけれども、9ページに移っていただきまして一番上ですが、文化財保存事業560万8,000円計上しておりますけれども、この中で一応文化財保存助成事業といったことで西首塚のお堂ですね。それが腐朽、腐りがあるといったこともございまして、一応それに設計、それと工事合わせて325万を見ております。これにつきましては、国から補助がいただけるということで165万5,000円を計上しております。

保健体育費です。保健体育費の社会体育団体育成事業、その中の上から5番目、日置市スポーツ交流というものがございます。これは皆さん方も御承知のように、スポーツ少年団の団員と指導者が交互に行き来をしているということで、ことしは日置市のほうへ出向く番ということで、その費用として62万5,000円を計上しております。

あとにつきましては、内容等変わりございませんので、省略をさせていただきます。以上で

ございます。

議長（澤居久文君） 公債費は省略いたします。

次に、歳入全般について説明を求めます。

谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） それでは、引き続き一般会計歳入の説明をさせていただきます。

先ほど使いました25年度予算資料、白いやつですけど、これの3ページをごらんいただきたいと思います。

最初に1番町税でございます。町税は、全体で13億5,414万2,000円、1億3,699万の9.2%の大幅な減となっております。その中では、町民税でございますが1億304万8,000円、減の19.4%、これは特に法人税で町内外の会社の営業状況を加味しまして、9,800万の法人町民税の減額を見込んでおります。

それから固定資産税につきましても、4,300万の減ということになってございます。

その他で17.2%増となっておりますけれども、これはたばこ税の税率の変更によるものがございます。

それから、ずうっと飛んでいただきまして、10番の地方交付税1億2,000万、14.5%の増を見込んでございますが、これは税の減額によるものと税による基準財政収入額の減少ですね、それと前年実績等を加味しまして1億2,000万の増額としてございます。

それから、14番の国庫支出金1億3,372万5,000円、93.8%増。これは中学校建設分で1億3,699万2,000円の国庫補助をいただくということでふえてございます。

それから、県支出金につきましては14.9%の減ということで、これは緊急雇用の事業が少なくなったということで減ってございます。

それから、18番の繰入金につきましては、財政調整基金を2億5,000万、それから減債基金におきまして1億5,000万、それから学校建設がございまして教育施設基金に1億6,000万というような取り崩しを行いまして、前年より3億5,000万の166.7%の増を計上してございます。

それから町債につきましては、臨時財政対策債が2億6,000万、前年度よりかは4,100万少ないんですけども、教育債を借りるということでトータル5億6,060万、181.3%の大きな増となっております。

歳入合計では27.9%の増となっております。

次に8ページをごらんいただきたいと思います。

8ページにつきましては、歳入の自主財源と依存財源の円グラフでございますけれども、25年度におきましては、先ほどから申し述べていますように中学校の建設がございまして、24年度とは逆に補助金とか起債の依存財源が多くなっています。こういうことで、以上でございま

す。

非常に簡単でございますけれども、歳入の全般の説明とさせていただきます。よろしくお願
いします。

議長（澤居久文君） 御苦労さまでした。

ここで暫時休憩をいたします。15分まで。

休憩 午後 2 時05分

再開 午後 2 時15分

議長（澤居久文君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第39号 平成25年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

住民課長。

住民課長（藤田栄博君） 10ページをごらんください。

後期高齢者医療特別会計ですが、総額で1億440万円、前年対比1.5%の増でございます。被
保険者数は、当町は1.8%の伸びを見込んでございます。

そして、保健事業ですが55万7,000円。すこやか健診、これは50人を想定してございます。
以上です。

議長（澤居久文君） 次に、議案第40号 平成25年度関ヶ原町国民健康保険特別会計予算の説明
を求めます。

住民課長。

住民課長（藤田栄博君） 同じく10ページをごらんください。

国保の特別会計ですが、総額10億1,080万円で、前年度対比マイナス3.8%でございます。25
年度は、この保険給付費ですが、マイナス2%で計上してございます。

そして11ページの下から2番目、特定健診等事業費ですが、これは24年度に特定健診の計画
などで200万見てございましたが、今年度はその分がございませんので減額させていただいて
おります。以上です。

議長（澤居久文君） 議案第41号 平成25年度関ヶ原町介護保険特別会計予算の説明を求めま
す。

住民課長。

住民課長（藤田栄博君） 12ページをごらんください。

介護保険特別会計ですが、総額6億3,590万円で、前年度対比4.7%の増となっております。
そのうち、上から4番目の保険給付費ですが、5億9,600万円見込んでございます。これは、
前年対比約5%の伸びを見ております。

次に、13ページの地域支援事業ですが、これは前年並みでございますが、やすらぎの2階で
やってございます地域包括支援センターの費用でございます。

議長（澤居久文君） 議案第42号 平成25年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算の説明を求めます。

住民課長。

住民課長（藤田栄博君） 14ページをごらんください。

介護サービス事業特別会計ですが、総額1億3,380万円で、前年度対比2.3%の増となっております。施設管理事業で2,726万1,000円、居宅サービス事業で7,071万9,000円、居宅支援サービス事業で3,481万8,000円ですが、全てほとんどが人件費でございます。

議長（澤居久文君） 議案第43号 平成25年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計予算の説明を求めます。

水道環境課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） 玉農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入歳出それぞれ1,710万円でございます。これにつきましては、施設の管理ということでございます。右を見ていただきまして処理施設・マンホールポンプの電気料144万円、処理施設の管理業務委託料338万7,000円等が主なものでございます。以上でございます。

議長（澤居久文君） 議案第44号 平成25年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算の説明を求めます。

水道環境課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） 平成25年度今須農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入歳出それぞれ3,620万円の予算でございます。これにつきましても建設事業は終わっておりますので、施設の管理ということでございます。先ほどの玉と同じでございますが、処理施設・マンホールポンプの電気料292万5,000円、施設維持管理業務委託料648万8,000円等が主なものでございます。以上でございます。

議長（澤居久文君） 議案第45号 平成25年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算の説明を求めます。

水道環境課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） 平成25年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算でございます。

歳入歳出それぞれ4億5,120万円でございます。これにつきましては、浄化センターの管理でございます公共下水道施設管理事業がございます。これにつきましては、電気料692万円、マンホールポンプ電気料253万7,000円、施設の維持管理業務委託料5,383万4,000円等でございます。

それから公共下水道建設事業のほうでございますが、来年度につきましては本年度同様野上地区の下水を進める予定でございます。本年度、ちょうど真ん中あたりまで工事を進めておりますので、そこから東、中道を全部進めるつもりでございます。これにつきましては、幹線及び

面整備管渠工事ということで1億2,450万円を計上させていただいております。

また、その後の、まだ天満地区等を残しておりますので、それらの面整備の詳細設計ということで1,650万円を計上させていただいております。以上でございます。

議長（澤居久文君） 議案第46号 平成25年度関ヶ原町水道事業会計予算の説明を求めます。

水道環境課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） 平成25年度関ヶ原町水道事業会計予算でございます。

こちらのほうに4条予算の建設改良費の主なものを上げさせていただいております。

まず、上の谷浄水場の前処理ろ過器の施設整備工事でございます。これにつきましては、本年度、上の谷地区で濁りを2度ほど出したということで、今、仮設の処理ろ過器をつけておりますが、これを本設のものにかえるということで工事4,000万円ですね。それに伴いまして、原水濁度計と薬品の注入ポンプを新設するというところでございます。

それから、第4次拡張整備工事ということで管渠工事でございます。これにつきましては、平井、昨年度4号まで井戸を掘りましたので、その水を今度藤古川のほうへ持っていくという計画がございますので、その平井配水池のほうから藤古川のほうへの管渠工事ということと、それと玉地内におきまして工場の増設ということがございまして、それに備えるためもございまして配水管等の整備をするということで5,000万円を計上させていただいております。

それから次の第4次拡張整備工事の施設監視装置でございますが、現在テレメーターというもので藤古川のほうで管理をしておりますが、これにつきましては、今もうつなく数がなくなっておりまして、またテレメーター自体が古くなっているということで、今回、監視装置を新しくインターネットを使ったものにかえるということで計画しております。これにつきましては3,000万円を計上させていただいております。

それから、野上地区の下水道工事に伴う配水管布設がえ工事ということで1,000万円を予定しております。以上でございます。

議長（澤居久文君） 議案第47号 平成25年度関ヶ原町病院事業会計予算の説明を求めます。

病院事務局長。

病院事務局長兼総務課長（西脇哲郎君） お手元のほうに平成25年度の関ヶ原町病院事業会計予算資料が配付されていると思いますので、そちらのほうで説明させていただきます。

1枚起こしていただきまして、平成25年度の病院運営基本方針としましては記載のとおりでございます。町長が所信の中で申しました医師の確保のところでは2名、25年度から内科の大学院生の先生がお1人と、整形の先生で以前お見えになった久島先生が復職されるということで、整形も現在水曜日と土曜日休診になっておりますけれどもフル診療でやれるということと、内科については土曜日カメラを中止してはおりますけれども、そこをカメラがまた復活できるということで診療単位もふえるかなと。ただ、25年度の予算につきましては、医師2名分の給与等は見

込めておりませんので、6月ないし9月に全体の補正予算をまた出させていただきたいと思えます。

25年度の施策の中では、地域に愛される病院、地域包括ケア医療への取り組みという形で、それぞれ外来患者の確保、医師・看護師確保等々の事業を進めさせていただければと思いますし、経営基盤の再構築につきましては、町長が経営方針、経営手法において近いうちに方針を定めていく中で、病院の経営のあり方を、25年度を中心に26年度に向けてまた取り組みをしていきたいというふうに考えております。

1ページのほうでございますけれども、25年度の当初予算の総額でございますけれども、予算比較1の上の段でございますけど、収益的予算としましては、収入が23億5,600万、支出が23億5,500万、前年対比約2.7%の減。資本的予算につきましては、収入が1億140万、支出が1億9,512万、前年対比約2.5%の予算で編成をしました。右側に町の繰入金の状況でございますけれども、25年度の予算としましては、町の負担金が1億8,631万4,000円、町の出資金は7,292万ということで、合わせまして2億5,923万4,000円、前年比較3,190万2,000円の減、約11%の減ということでございます。

業務の予定量は記載のとおりでございますけど、入院につきましては約83.7%の稼働率で見させていただきましたし、外来は245名でそれぞれの単価を掛けて積算をしてございます。

職員数については、先ほど言いました医師8名のところが医師10名という形で補正をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

2ページ、3ページのほうがそれぞれ予算比較2ということで、収益的事業の収入及び支出でございます。増減の大きなところは、また見ていただければあれですけども、3ページのほうの減価償却費でございますけれども、前年対比で1,431万9,000円の減、これは電カルの償却年度が終わるとということと、支払いの利息でございますけれども企業債の償還金、これは借換債を行ったということで前年対比893万円の利息の減ということでございます。

4ページのほうの資本的収入及び支出のほうでございますけれども、支出の企業償還金については前年対比25%減で4,815万円の減、25年度の元金の償還は1億4,460万となっております。

投資のところにつきましては、大学院生の先生の奨学金が1名、看護師の奨学金2名、それと看護師の就職準備金という形で中途でといたしますか、20代、30代、40代の方が当病院の看護職として就職していただくときの準備金を設けて看護師の確保を図りたいと。県内でも数病院そういった準備金を設けてみえるところもありますけど、一応こんなことも考えさせていただいて、看護師の確保に努めていきたいと思っております。

5ページのほうは主要整備事業の一覧でございます、器械備品につきましては療養病棟の寝て入る特殊浴槽の寝浴、これが平成11年に買って老朽化しているということで、これが約1,050万、あと電子内視鏡のビデオシステム等々を整備させていただくということで25年度の

予算を編成させていただきましたので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（澤居久文君） 御苦労さまでございました。

これで平成25年度の予算関係の説明を終了いたします。

散会の宣告

議長（澤居久文君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。明日13日から20日までの8日間は休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明13日から20日までの8日間は休会とすることに決しました。

来る3月21日は、午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。なお、一般質問の締め切りは15日正午までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

散会 午後2時30分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員